

平成30年度 がん教育外部講師研修会

【講義】

「外部講師によるがん教育に期待されること」

日時：平成31年1月23日 9:35～10:25

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官 横嶋 剛

本研修会の目的

外部講師によるがん教育の実施についての留意事項及び効果的な進め方等の講義、医師やがん患者・経験者等による実践発表、質疑や協議を通して、学校におけるがん教育の外部講師の関わり方の充実に資することで、より効果的ながん教育を実施する。

がん対策基本法

第5節 がんに関する教育の推進

(第23条)

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し



第三期がん対策推進基本計画(抄)

(3)がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(現状・課題)

法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」とされている。

健康については、子供のころから教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

国は、平成26(2014)年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。

しかし、地域によっては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識が必ずしも十分でないこと及び外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていないことについて指摘がある。

(取り組むべき施策)

国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。教員には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施する上での留意点や指導方法を周知するため、教員や外部講師を対象とした研修会等を実施する。

都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う。

【個別目標】

国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。



がん教育の定義

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。

* 学校におけるがん教育の在り方について(報告)H27.3

がん教育の目標

①がんについて正しく理解することができるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診等について関心をもち、正しい知識を身に付け、適切に対処できる実践力を育成する。また、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、健康の保持増進に資する。

②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々と触れ合うことを通じて、自他の健康と命の大切さに気付き、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」

(平成28年4月 文部科学省)

【目次】

第1章 外部講師を活用したがん教育の必要性	2
1 がん教育の背景	2
2 がん教育の位置付け	4
3 普及啓発への教育委員会の役割	6
第2章 外部講師を活用したがん教育の進め方	9
1 がん教育の進め方の基本方針	9
2 がん教育実施上の手順（例）	10
3 がん教育実施上の留意点	11
(1)指導形態	11
(2)外部講師	11
(3)配慮が必要な事項	12
4 依頼された外部講師のために	12
(1)内容の取扱い	12
(2)外部講師を活用したがん教育において配慮が必要な情報	12
(3)がん教育に必要な内容	14
(4)その他	15

がん教育の進め方の基本方針

- ① 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。
- ② 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。
- ③ 発達段階を踏まえた指導行う。

①講師の専門性が十分に活かされるよう工夫する。

地域や学校の実情に応じて、学校医、がん専門医（がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン、がん診療連携拠点病院の活用を考慮）、がん患者、がん経験者など、それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行い、教員と十分な連携のもと外部講師を活用したがん教育を実施する。

② 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。

保健体育科を中心に学校の実情に応じて教育活動全体を通じて適切に行うことが大切である。学級担任や教科担任、保健主事などが中心となって健康教育の一環として企画するものであり、必要に応じ、養護教諭とも連携する。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

③ 発達段階を踏まえた指導行う。

小学校では、主としてがんを通じて健康と命の大切さを育むことを主なねらいとする。中学校、高等学校では主として、科学的根拠に基づいた理解をすることを主なねらいとする。その際、保健体育でがんを含む疾病の予防が位置付いている中学校3年生や高等学校1年生の指導後に外部講師を活用したがん教育を行うなどの工夫を行う。なお、効果的な指導を行うためには、学校保健計画に位置付けるなどして計画的に実施することが望ましい。

がん教育実施上の手順（例）

企画



打合せ



準備

学校内	保健主事や授業を担当する保健体育教諭や学級担任などを中心に核となる教員を決め関係教職員と連携しつつ、外部講師を活用したがん教育を企画する。 ・どんなテーマで ・いつ ・だれを講師に	外部講師を活用したがん教育の実施に向けて、教職員の共通理解を図り、実施内容等について話し合う。また、教科書やがん教育にかかわるビデオ、パンフレットなどの資料を準備し、外部講師を活用したがん教育の講師予定者との打合せに備える。	当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。 必要な場合には事前学習・事前指導等を行う。
関係者との調整	外部講師を活用したがん教育の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。 ・事前打診 ・正式依頼状送付 ・打合せ日程調整	外部講師を活用したがん教育の講師予定者と当日の指導内容や指導方法について打合せを行う。 ・詳細な日程 ・講師と学校の役割分担 ・準備品等 ・指導上の留意事項の確認	資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。 講師と教員との役割分担についても確認する。

がん教育実施上の手順（例）

外部講師を活用
したがん教育



実施後の指導



評価まとめ

学校内	本時におけるがん教育の目的・ねらいの説明、講師の紹介等を行う。 外部講師を活用したがん教育を実施する。	学校の実情に応じて、関連した教科と結び付けた指導を行う。 外部講師を活用したがん教育を受講した児童生徒が、内容に対する疑問や質問を聞いたり、感想をまとめたりするとよい。	成果や課題について担当者で話し合い、次年度の外部講師を活用したがん教育に生かす。 また、この結果は全ての教職員で共有する。
外部講師との調整	講師との最終確認を行い、がん教育を実施する。	外部講師に授業実施の感想などを尋ねるとともに児童生徒の感想などをまとめ、指導上の課題や児童生徒の実施後の指導などについて話し合う。	講師及び講師の所属先に礼状を出す。

がん教育実施上の留意点①

《指導形態》

- 学校全体で行う場合
- 学年単位で行う場合
- 学級単位で行う場合

⇒指導形態によって、
指導の内容や方法は変わるはず

がん教育実施上の留意点②

《ねらい》

●がんに関する科学的根拠に基づいた理解をねらいとした場合

⇒専門的な内容を含むため、学校医、がん専門医（がん診療連携拠点病院の活用を考慮）など、医療従事者による指導が効果的

●健康や命の大切さをねらいとした場合

⇒がん患者やがん経験者による指導が効果的

がん教育実施上の留意点③

●・・・各教科担任が実施する授業と、専門家等の外部講師の協力を得て実施する学校行事等を関連させて指導することにより成果を上げるように留意する。ただし、それぞれの専門性は備えていても児童生徒に対する教育指導に関しては専門家ではないので、事前に講師候補者に対し、学習指導上の留意点について共有する。また、これらの関係者との連携は重要であるが、授業計画の作成に当たっては、授業を企画する教員が主体となるよう留意すべきである。

●がん患者・経験者の体験談は貴重であるが、家族に経験者がいる場合などには強い印象を与える可能性があることに留意しなければならない。

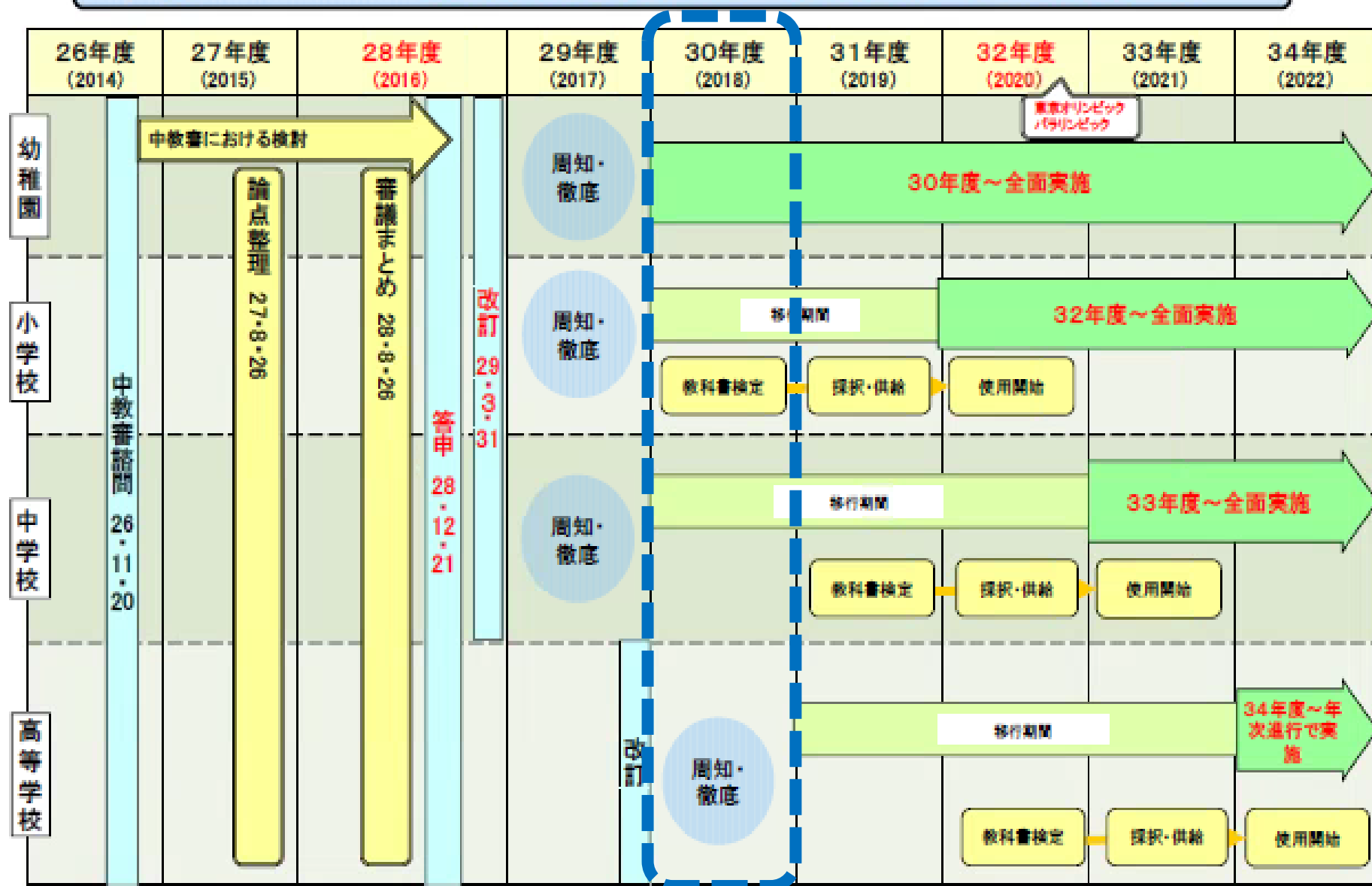
●教員と外部講師は事前事後で打合せを行うことで授業のねらいを押さえ、教育効果を高めることが期待される。

学習指導要領とは？

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といいます。「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。

（文部科学省HPより）

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領（幼稚園部及び小学部・中学部）についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領（高等部）についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

心身の健康の保持増進に関する指導の資質・能力のイメージ

健康の大切さ、健康の保持増進に向かう情意や態度等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

どのように学ぶか
(アクティブ・ラーニングの視点からの
創造的な学習プロセスの実現)

教科横断的な
カリキュラム・マネジメントの実現

法令等

- ・教育振興基本計画
- ・健康増進法
- ・歯科口腔保健の推進に関する法律
- ・アルコール健康障害対策基本法
- ・少子化社会対策大綱
- ・がん対策推進基本計画
- ・消費者基本計画

何を知っているか
何ができるか

健康な生活を送るための基礎となる
各教科等の知識・技能

知っていること・できる
ことをどう使うか

自らの健康を適切に管理し、改善していく力
健康に係る情報を収集し、意思決定(意志決定)・
行動選択していく力
等

小・中・高等学校の保健の内容

小学校(保健領域)	中学校(保健分野)	高等学校(科目保健)
「健康な生活」(3年) ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 「体の発育・発達」(4年) ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 「心の健康」(5年) ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 「けがの防止」(5年) ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 「病気の予防」(6年) ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組	「健康な生活と疾病の予防」 (1. 2. 3年) ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 「心身の機能の発達と心の健康」(1年) ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 「傷害の防止」(2年) ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 「健康と環境」(3年) ・身体の環境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理	「現代社会と健康」 ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 「安全な社会生活」 ・安全な社会づくり ・応急手当 「生涯を通じる健康」 ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 「健康を支える環境づくり」 ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 (原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)

「健康な生活と疾病の予防」(中学校1・2・3年)

ア 健康の成り立ちと疾病の発生要因

第1学年

イ 生活習慣と健康

ウ 生活習慣病などの予防

第2学年

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

オ 感染症の予防

第3学年

カ 個人の健康を守る社会の取組

主体的・対話的で深い学び による授業改善



三つの資質・能力

「知識及び技能」

「思考力、判断力、表現力等」

「学びに向かう力、人間性等」

小学校学習指導要領解説（H29.3） 体育編

（P167～169） 2 内容の取扱い

（11）保健の指導に当たっては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。

（解説）

（11）は、保健の内容に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行うことにより、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していくことを示したものである。指導に当たっては、身近な日常生活の体験や事例などを題材にした話し合い、思考が深まる発問の工夫や思考を促す資料の提示、課題の解決的な活動や発表、ブレインストーミング、けがの手当などの実習、実験などを取り入れること、また、必要に応じて地域の人材の活用や養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などとの連携・協力を推進することなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものである。

2 内容の取扱い(P227～228)

（11）保健分野の指導に際しては，自他の健康に関心をもてるようにし，健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

（解説）

指導に当たっては，生徒の内容への興味・関心を高めたり，思考を深めたりする発問を工夫すること，自他の日常生活に関連が深い教材・教具を活用すること，事例などを用いたディスカッション，ブレインストーミング，心肺蘇生法などの実習，実験，課題学習などを取り入れること，また，必要に応じてコンピュータ等を活用すること，学校や地域の実情に応じて，保健・医療機関等の参画を推進すること，必要に応じて養護教諭や栄養教諭，学校栄養職員などとの連携・協力を推進することなど，多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものである。～（略）～

《小学校》

- 身近な日常生活の体験や事例などを題材にした話し合い,
- 思考が深まる発問の工夫や思考を促す資料の提示,
- 課題の解決的な活動や発表
- ブレインストーミング
- けがの手当などの実習, 実験

《中学校》

- 内容への興味・関心を高めたり, 思考を深めたりする発問の工夫
- 自他の日常生活に関連が深い教材・教具の活用
- 事例などを用いたディスカッション
- ブレインストーミング
- 心肺蘇生法などの実習, 実験
- 課題学習
- (必要に応じて)コンピュータ等の活用
- (学校や地域の実情に応じた)保健・医療機関等の参画推進

《高等学校》

- 生徒の内容への興味・関心を高めたり，思考を深めたりする発問の工夫
- 自他の健康やそれを支える環境づくりと日常生活との関連が深い教材・教具を活用
- ディスカッション
- ブレインストーミング
- ロールプレイング（役割演技法），
- 心肺蘇生法などの実習^{*1}，実験^{*2}
- 課題学習
- （学校や地域の実情に応じて）保健・医療機関等の参画推進

*1 実習を取り入れるねらいは，技能を習得することだけでなく，実習を自ら行う活動を重視し，概念や原則といった指導内容を理解できるようにすることに留意する必要がある。

*2 実験を取り入れるねらいは，実験の方法を習得することではなく，内容について仮説を設定し，これを検証したり，解決したりするという実証的な問題解決を自ら行う活動を重視し，科学的な事実や法則といった指導内容を理解できるようにすることに主眼を置くことが大切である。

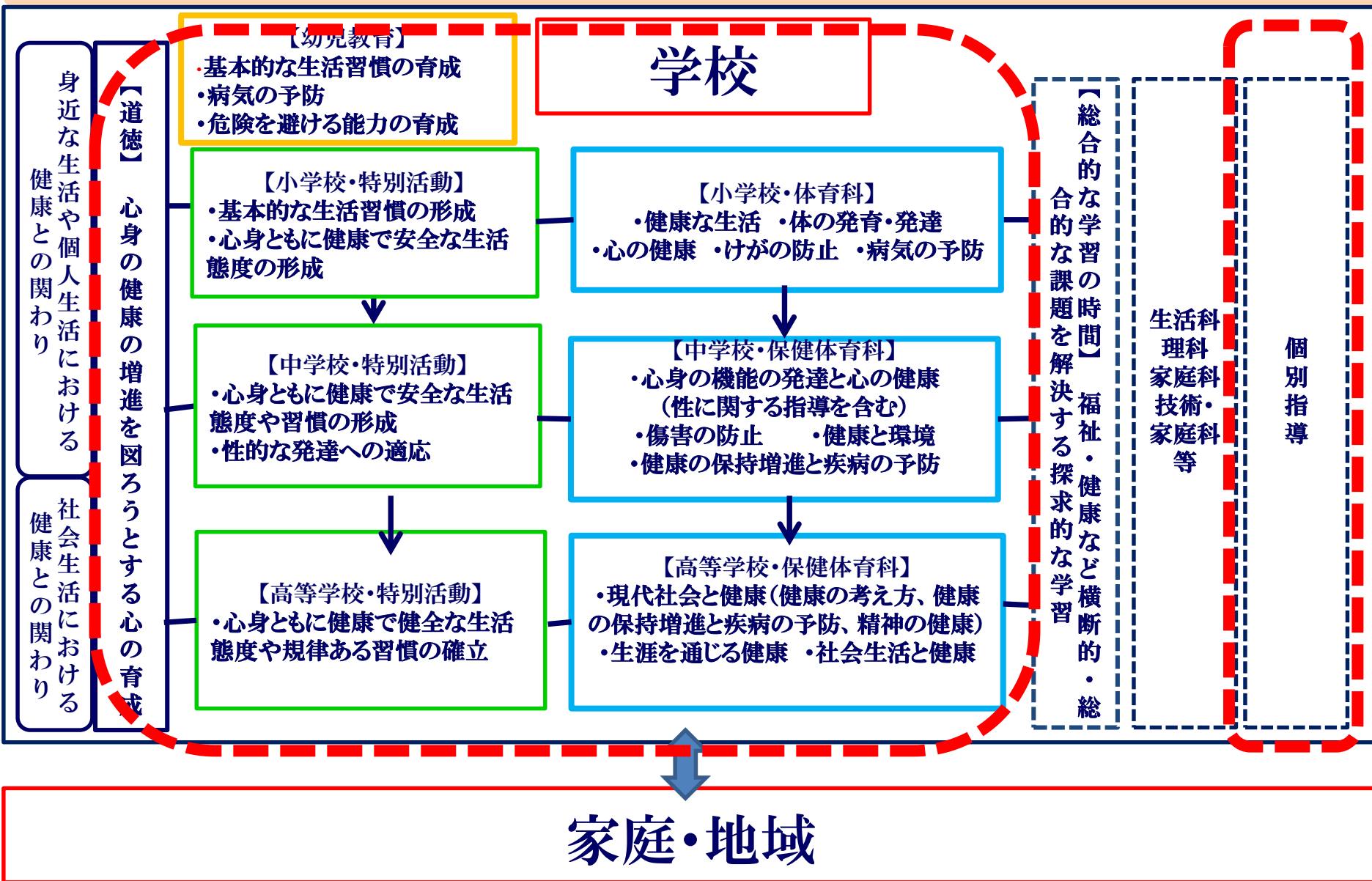
各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



「カリキュラム・マネジメント」の三つの側面

- ① 教育内容を、一つの教科に留まらずに各教科横断的な相互の関係で捉え、効果的に編成する。
- ② 子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程の編成、実施、評価、改善のサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、指導体制やICT活用など諸条件の整備・活用を効果的に組み合わせる。

第5 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価等
- イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら効果的な指導が行われるように留意するものとする。



がん教育

- がん教育推進のための教材
- がん教育推進のための教材 指導参考資料

がん教育

- 学校におけるがん教育の在り方について(報告)
- 外部講師を用いたがん教育ガイドライン
- 平成28年度がんの教育総合支援事業成果報告会
- がんの教育総合支援事業におけるモデル校の取組

お問合せ先

初等中等教育局健康教育・食育課

(初等中等教育局健康教育・食育課)

— 登録:平成28年04月 —

[会見・報道・お知らせ](#) | [政策・審議会](#) | [白書・統計・出版物](#) | [申請・手続き](#) | [文部科学省](#)

[御意見・お問合せ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権について](#) | [アクセシビリティへの取り組み](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号:03-5253-4111

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

がん教育推進のための教材

平成28年4月
文部科学省

学校におけるがん教育の在り方について 報告

平成27年3月
「がん教育」の在り方に関する検討会

外部講師を用いた がん教育ガイドライン

平成28年4月
文部科学省

文部科学省 がん教育外部講師研修会 2019.1.23

今、学校で始まる『がん教育』

東京女子医科大学 林 和彦



何で私のがんなんかに！
がん家系じゃないのに！

よいによってがんに
なるなんて・・・
なんてついていないんだ！

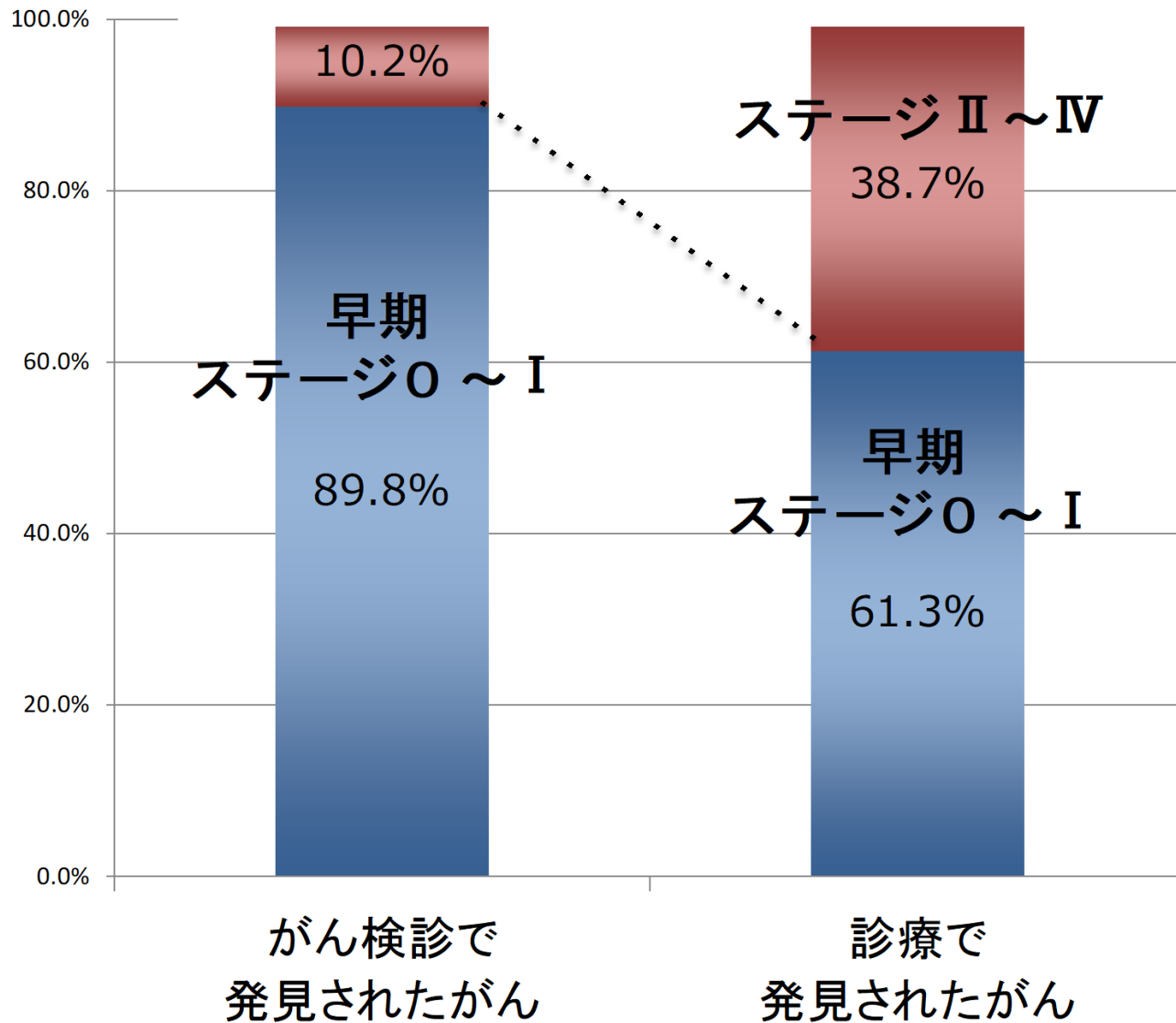
まさか自分のがんに
なるなんて・・・



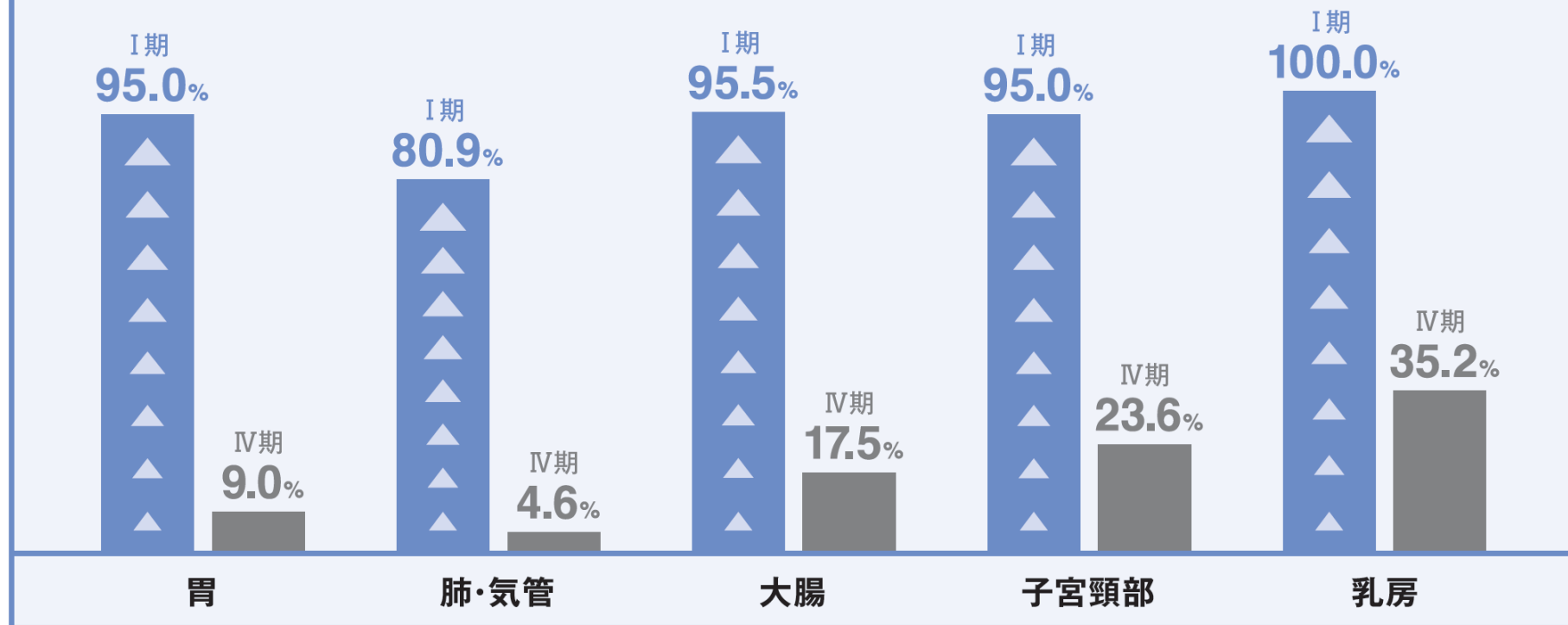


- **突然の告知**に対する精神的、社会的パニック
- がんに関する**知識や情報の不足**に伴う不安

がん検診で見つかるがんの多くは早期がん



I期とⅣ期で発見された時の5年相対生存率の比較



出典:公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'16」

〔5年相対生存率〕 がんが診断された場合に、治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標。がんが診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、日本人全体で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表します。100%に近いほど治療で生命を救えるがん、0%に近いほど治療で生命を救い難いがんであることを意味します。一般的にがんは治療後、5年(乳がんは10年)経過して、「再発」がない場合、治癒したととらえられます。

国が定める5つのがん検診

肺がん検診

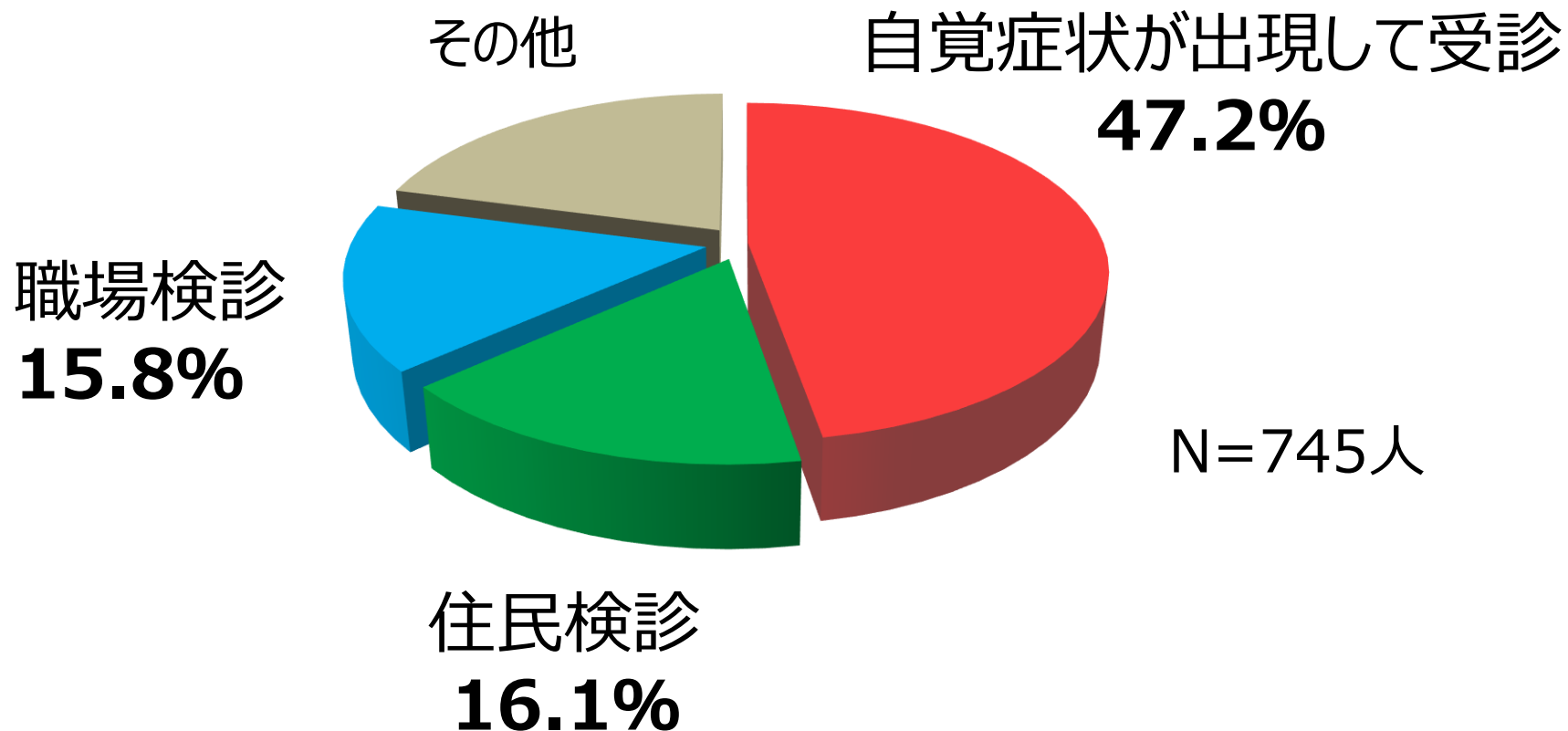
乳がん検診

大腸がん検診

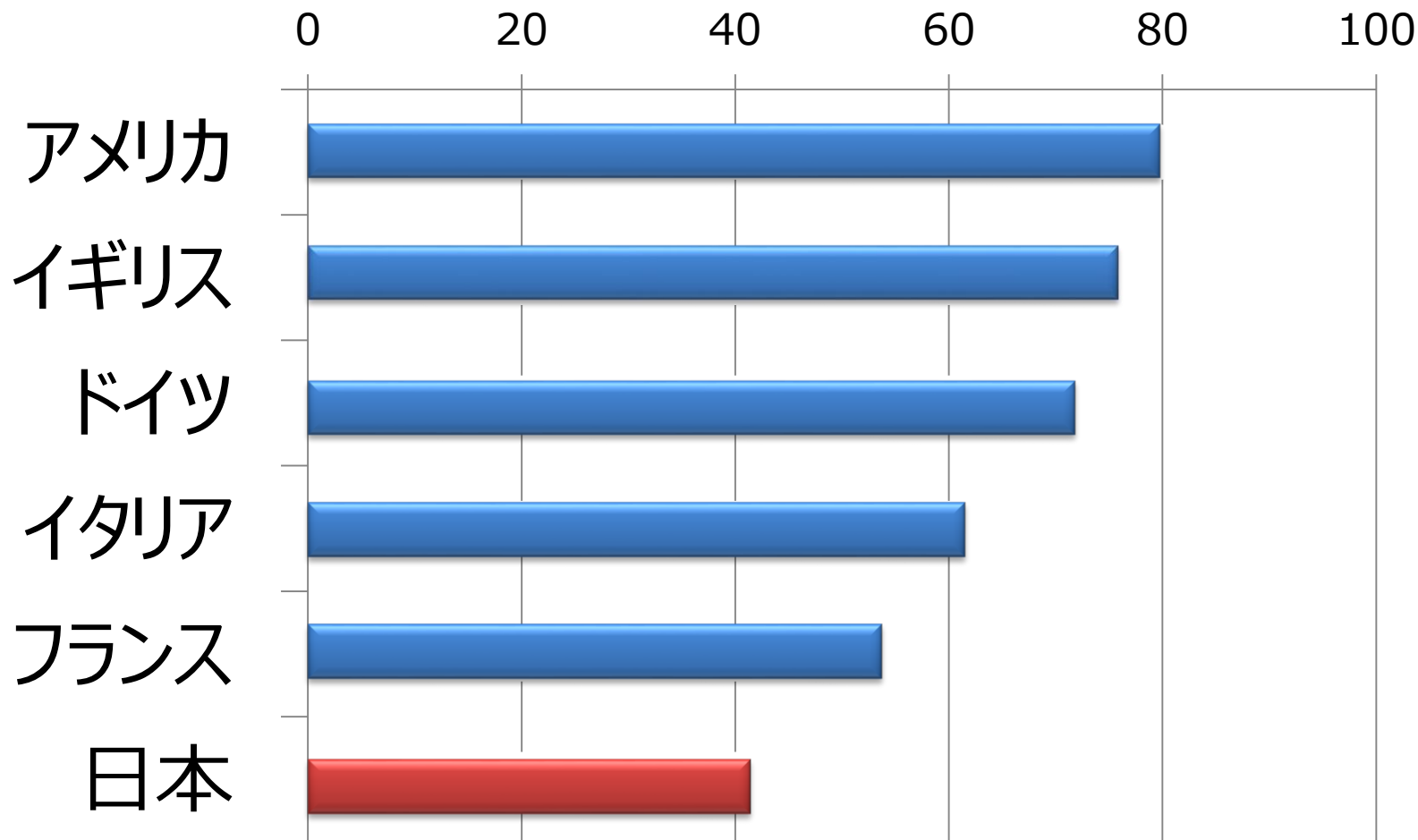
胃がん検診

子宮頸がん検診

がんを発見したきっかけ



世界の乳がん検診受診率

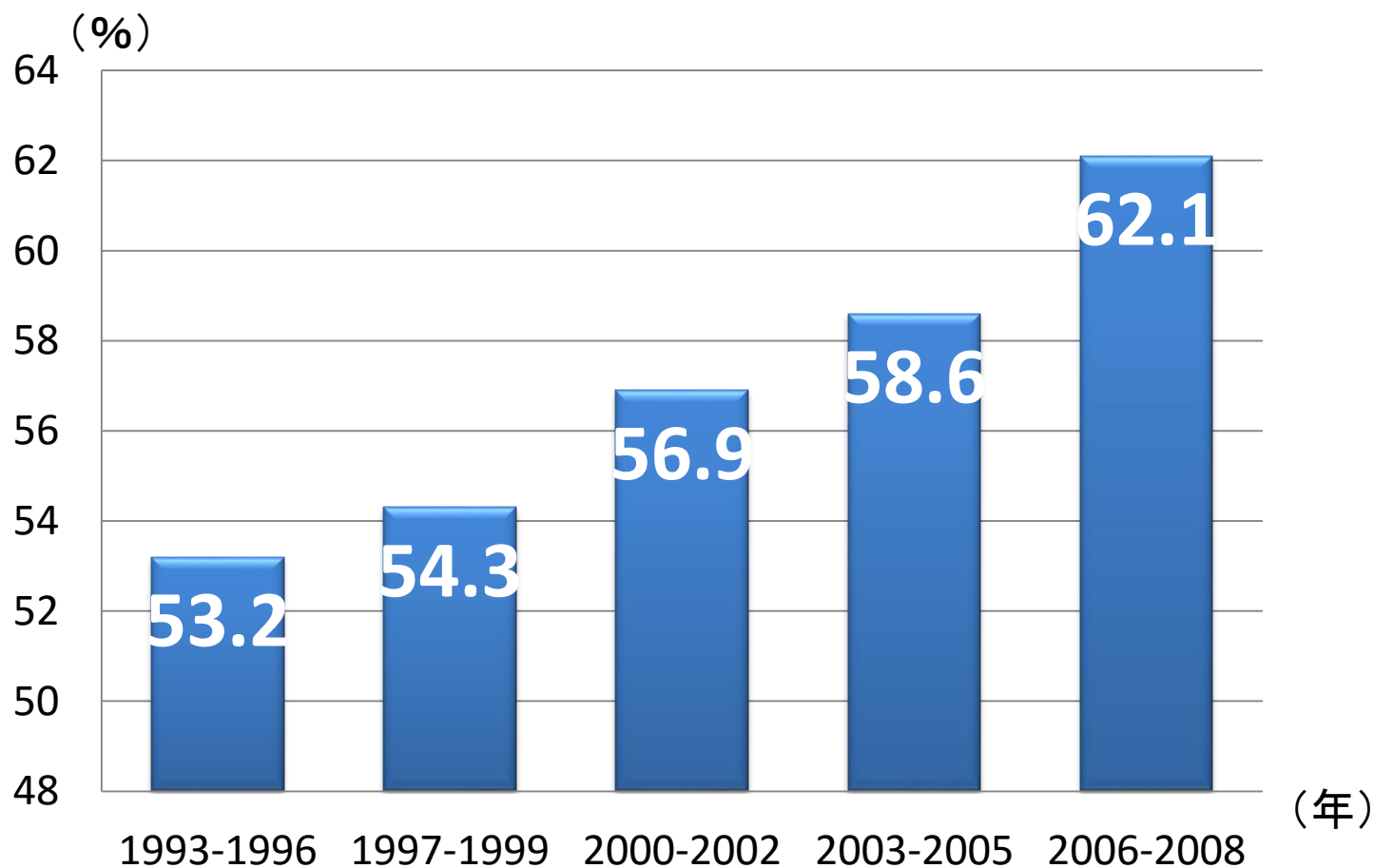


がん検診を受けない理由



がんの5年相対生存率（全がん）の推移

がん医療（放射線療法、化学療法、手術療法）の進歩は目覚ましく、生存率は年々向上している。

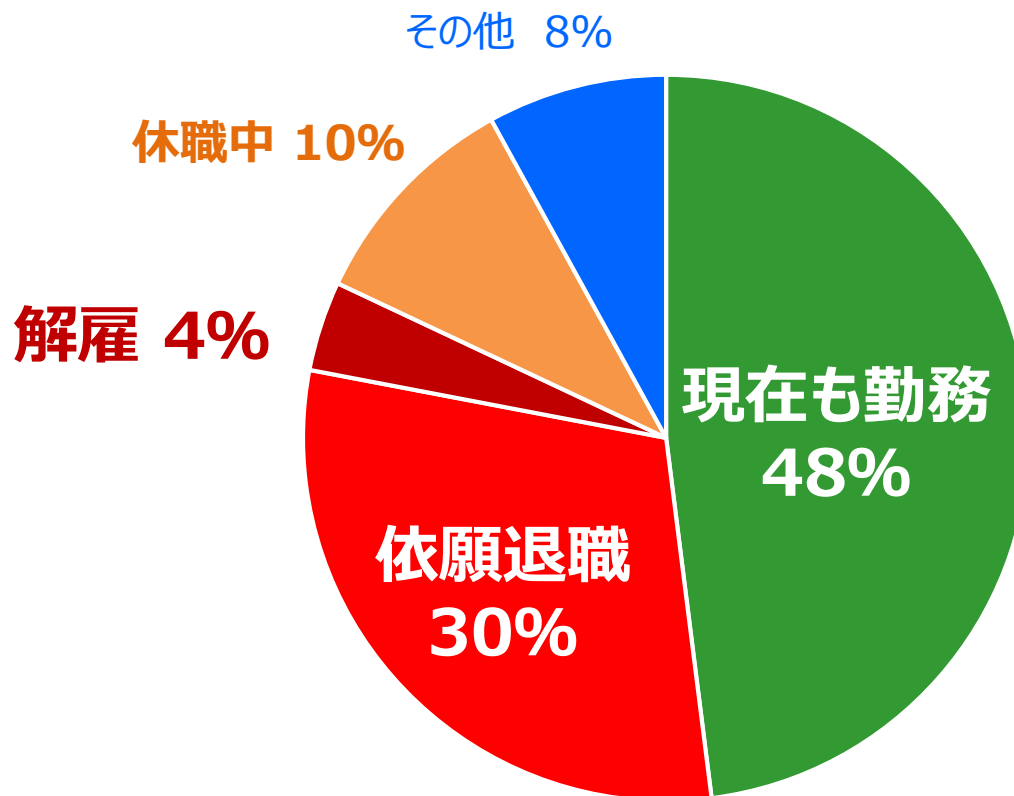


（出典） 地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計

がん患者が直面する就労問題

厚労省研究班（2013年）の資料より作成

勤務者の34%が依願退職、解雇



がん患者・経験者の就労問題

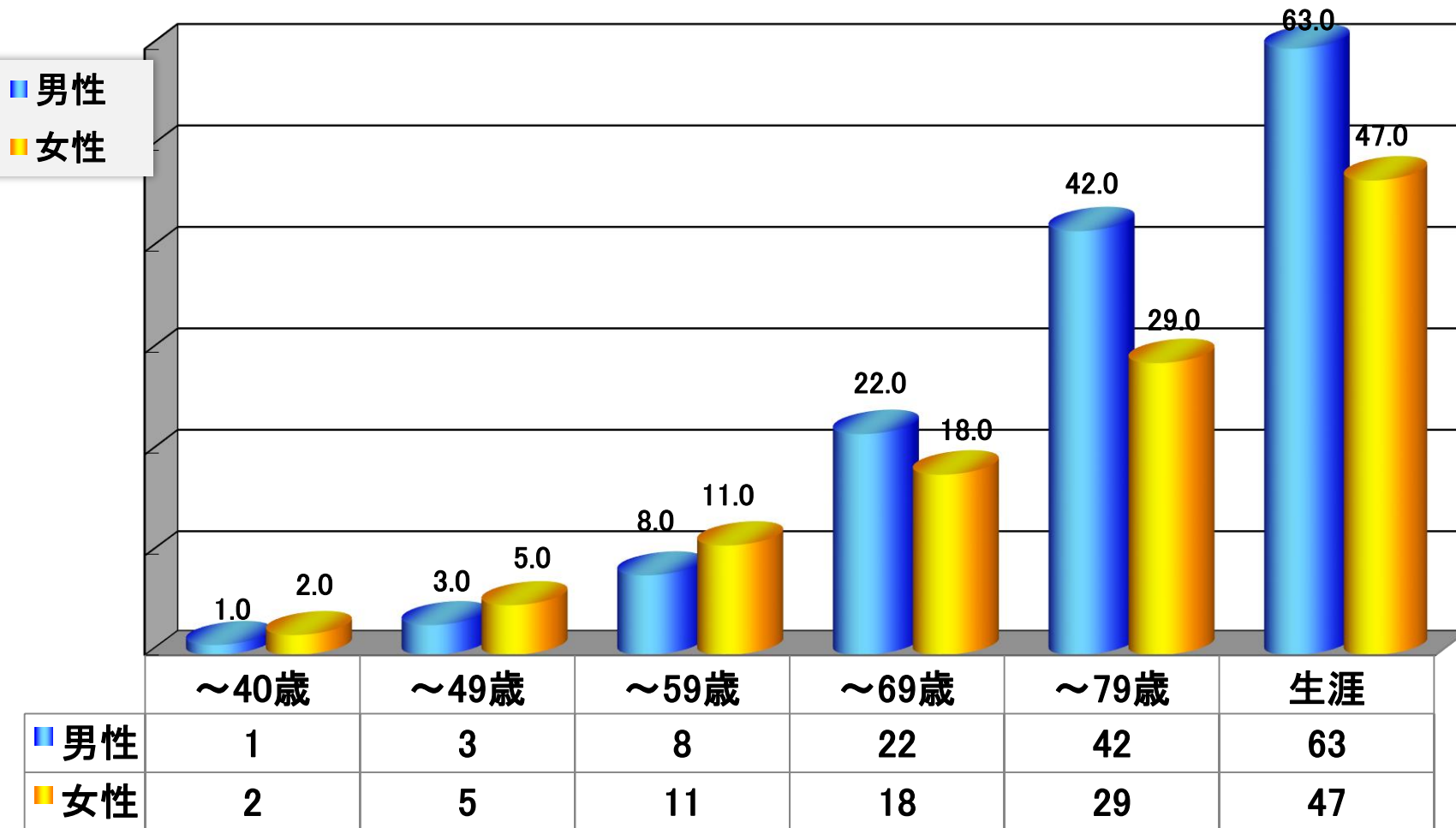
退職時期は

「診断確定時」：32%

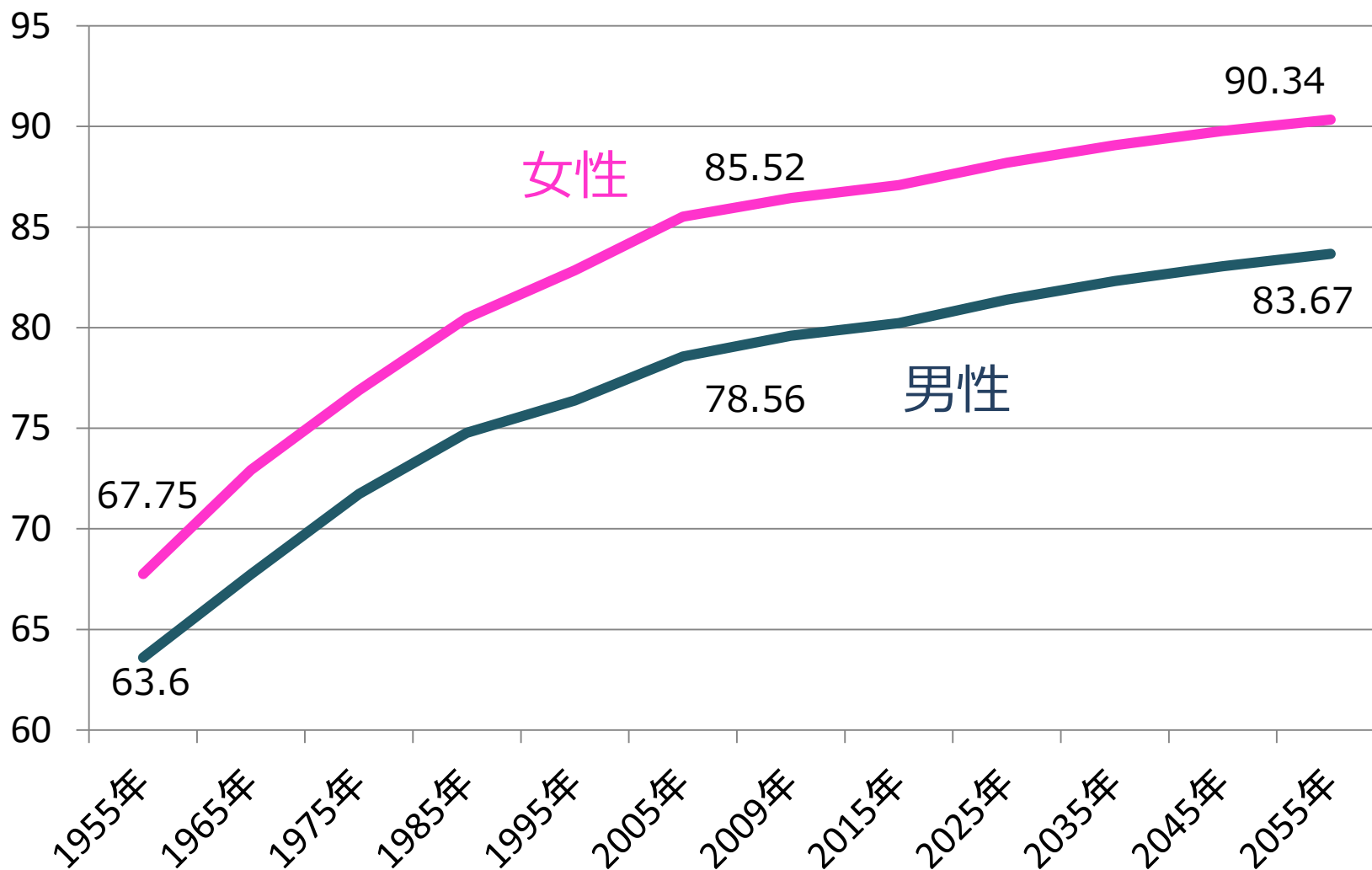
「診断から最初の治療まで」：9%

→ 4割以上が、治療前に退職！

各年齢までの罹患リスク (%)

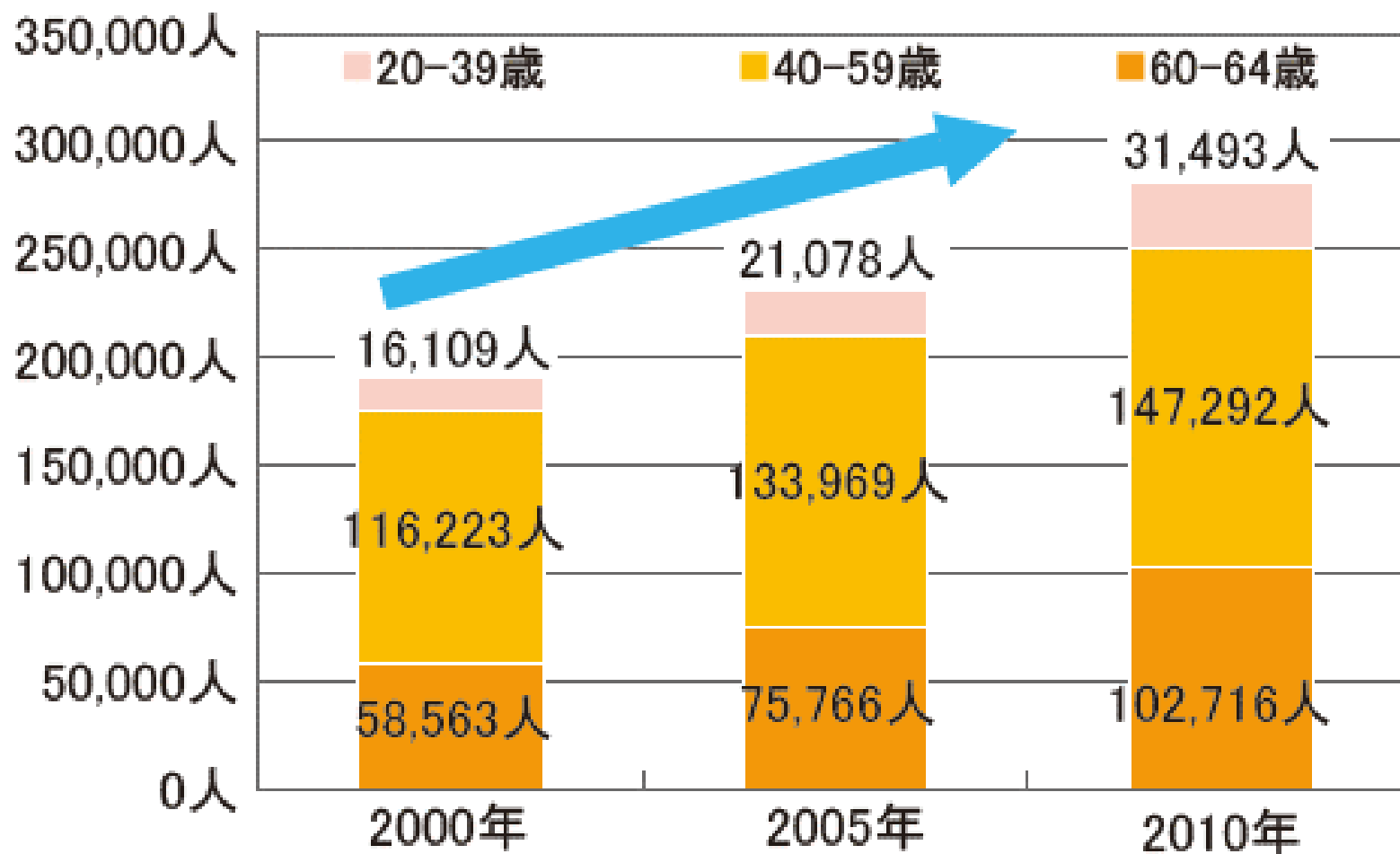


国民の平均寿命の推移と将来推計



資料: 2005年までは、厚生労働省「完全生命表」、2009年は厚生労働省「簡易生命表」
2015年以降は「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成

働く世代のがん患者が急増



地域がん登録全国推計によるがん罹患データ(国立がん研究センターがん対策情報センター)より



小学校 20852校



中学校 10557校



高等学校 4963校

平成26年度学校基本調査（速報値）



医学部医学科 80校



全国一斉のがん教育に
どれだけの医師が参加できるのか？



日本医師会会員 17万人



がん教育にもチームが必要



➡ 教育の専門家である教師に、医師・がん経験者が協力する

➡ がん教育について、様々な立場からの意見交換の場の設置が必要では？

東京都の全学校数、児童・生徒数、教員数

平成28年度 学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）

種 別	学校数	児童・生徒数	教員数
小学校	1,339校	594,053人	33,415人
中学校	808校	306,820人	19,387人
中等教育学校	8校	7,042人	538人
高等学校	429校	318,368人	19,260人
合計	2,584校	1,226,283人	72,600人

目 次

東京都がん教育推進協議会

提言

平成 30 年 5 月

- 1 学校におけるがん教育の充実
 - (1) がん教育の目標
 - (2) がん教育の授業の在り方
 - (3) 指導資料の充実
 - (4) 優れた実践事例の普及
 - (5) 教員研修の充実
- 2 外部講師の活用に当たっての基本的条件の整備
 - (1) 外部講師の適任者
 - (2) 活用体制構築に当たっての留意点
 - (3) 環境整備
- 3 がん教育推進のための会議体の設置
- 4 外部講師の派遣の仕組みづくり
 - (1) 仕組みの考え方
 - (2) 区市町村における外部講師派遣の仕組みの具体化
 - (3) 都立学校における外部講師派遣の仕組み
- 5 ロードマップ

第1回 新宿区・中野区・杉並区がん教育推進会議

平成 29 年 11 月 27 日

日時：平成 29 年 11 月 27 日（月）19 時より 1 時間程度

場所：東京女子医科大学病院 総合外来センター1 階 セミナー室

参加者（敬称略）

新宿区教育委員会：大川直樹（指導主事）

中野区教育委員会：竹ノ内 勝（統括指導主事）

杉並区教育委員会：寺本英雄（統括指導主事）

新宿区医師会：木下朋雄（在宅医療担当）

中野区医師会：渡辺 仁（副会長、中野区教育委員）、宇野真二（副会長）

杉並区医師会：甲田 潔（会長）、多村幸之進（学校保健担当理事）

国際医療センター：徳原 真（緩和ケア科医長）

JCHO 東京新宿メディカルセンター：赤倉功一郎（副院長）

東京医科大学：土田明彦（院長）、田上 正（緩和医療部教授）

慶應大学：高石官均（腫瘍センター長）

東京女子医大：林 和彦（がんセンター長）、板橋道朗（消化器外科教授）

埼玉医科大学：儀賀 理暁（埼玉医科大学呼吸器外科准教授）

議題：

1. 国のがん教育の現状について（林）
2. 区西部でのがん教育の現状について（各区教育委員会）
3. 東京都がん教育推進協議会の活動報告（林）
4. 今後のわれわれの活動の方向性について（討議）
5. その他

外部講師～患者の立場～ に求められるもの



N P O 法人がんサポートかごしま
理事長 三好綾

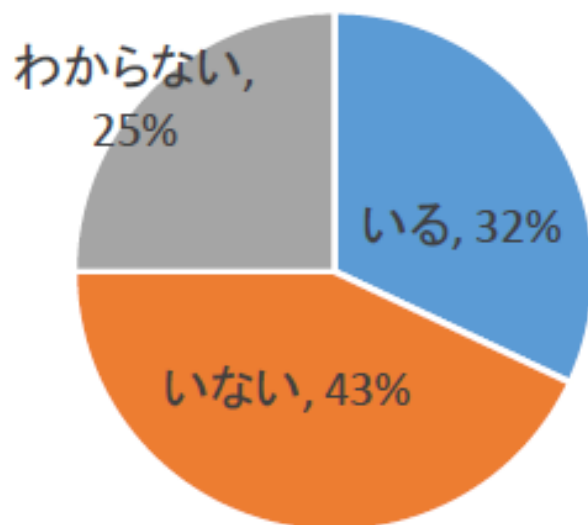
なぜ外部講師に 「がん患者」が必要？



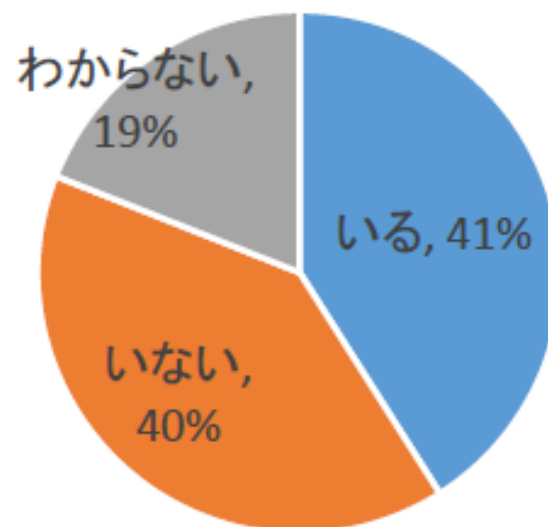
身近にがんになった人がありますか？

■回答数 2,010名（小学校：1364名、中学校：646名）

小学校



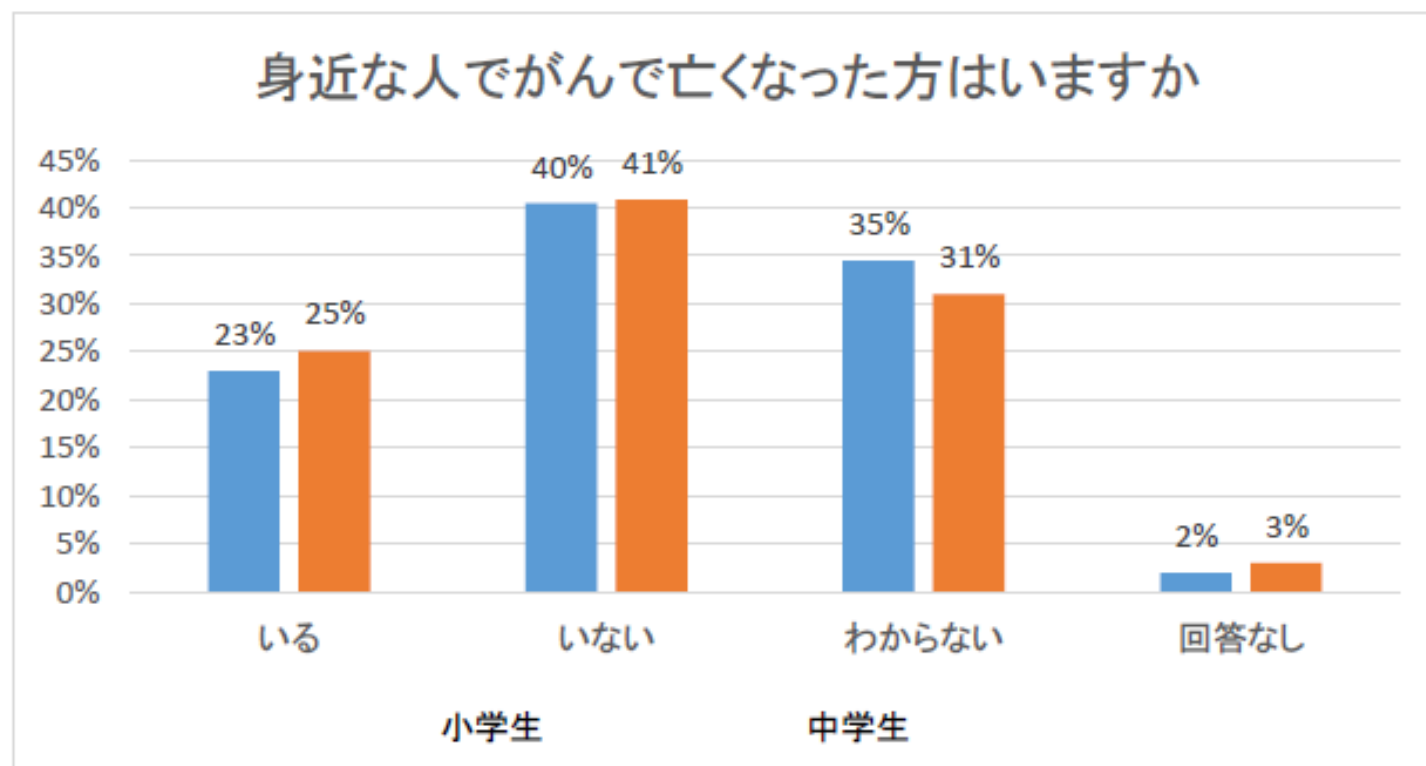
中学校



児童・生徒を対象にした「いのち授業」実施による「がん」と「いのちの大切さ」に対する意識調査より：NPO法人がんサポートかごしま実施

身近な人でがんで亡くなった人はいいますか？

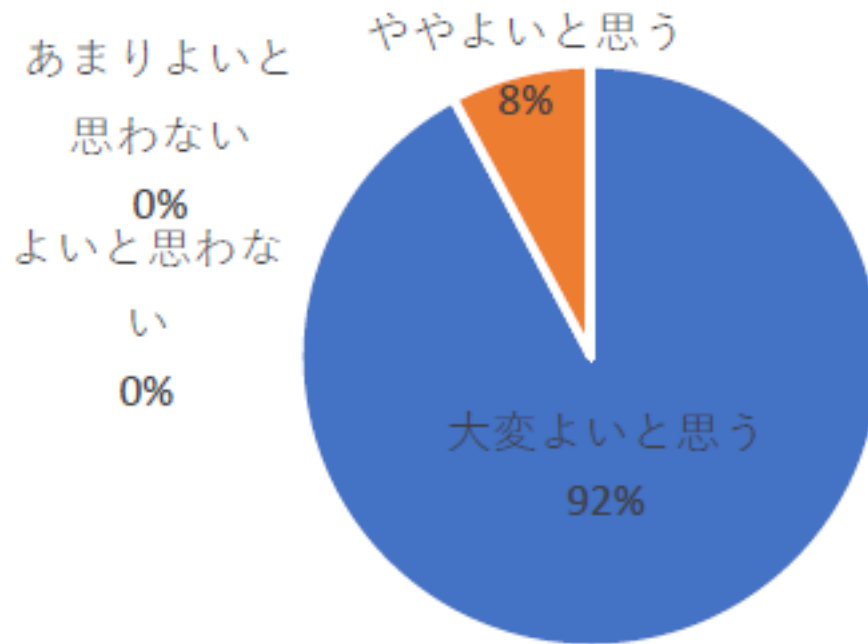
■回答数 3,002名（小学校：2,405名、中学校：597名）



児童・生徒を対象にした「いのち授業」実施による「がん」と「いのちの大切さ」に対する意識調査より：NPO法人がんサポートかごしま実施

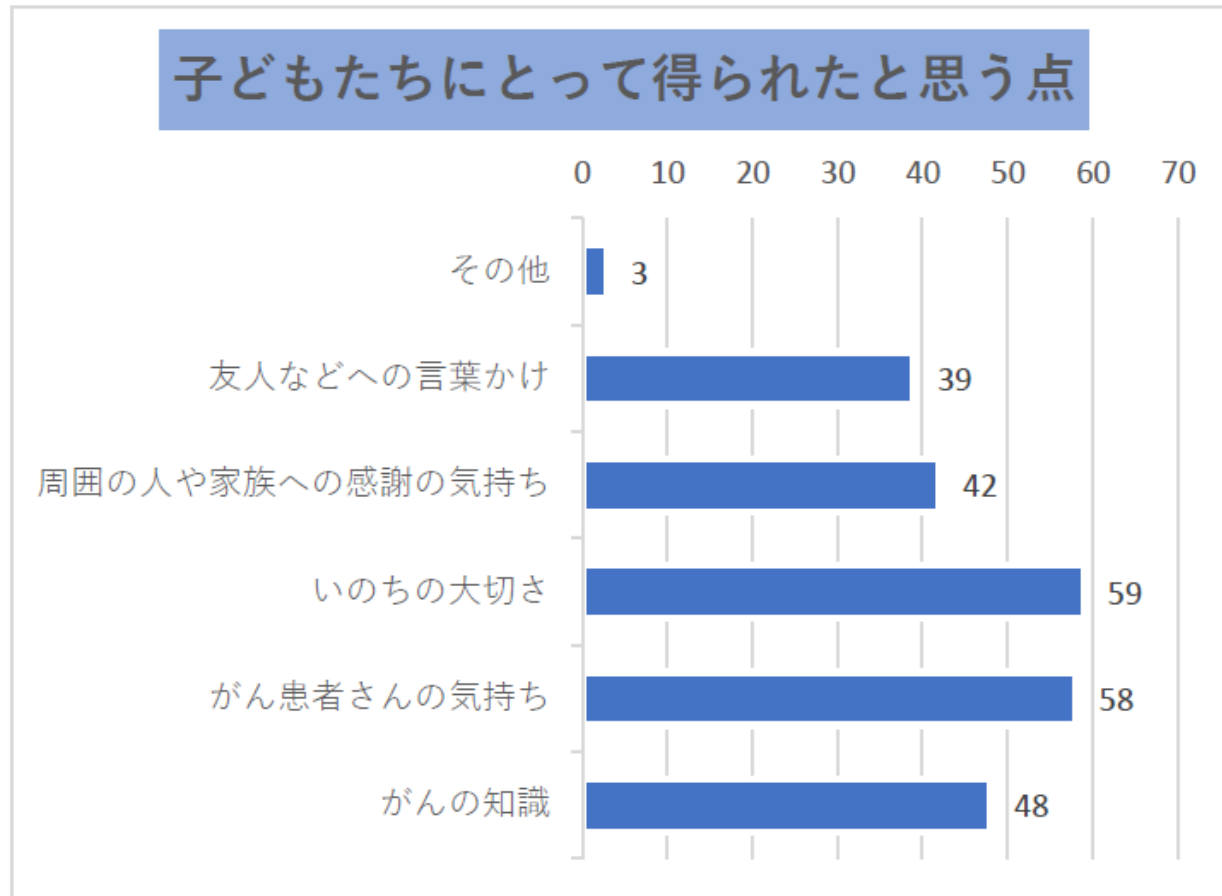
学校教諭の意識調査より

がん患者が教えることについてどう思うか



学校教諭を対象とした「いのちの授業」実施による意識調査
(N = 65 / 2016年度実施)

学校教諭の意識調査より



学校教諭を対象とした「いのちの授業」実施による意識調査
(N = 65 / 2016年度実施)

がん患者が教えることについて

- 命の尊さや周りの方への関わりなど、ご本人でしか分からないことが分かり、子どもたちにもより伝わるから。
- 実際になった方が語る言葉には力があると思っています。伝えて下さることに感謝します。
- 説得力があり、がんに対する子どもたちのイメージがくつがえり、子どもたちも引き込まれるから。
- 実際の体験をもとに話してくださるので、表面だけではなく心情面など深く考えさせられることができるので。

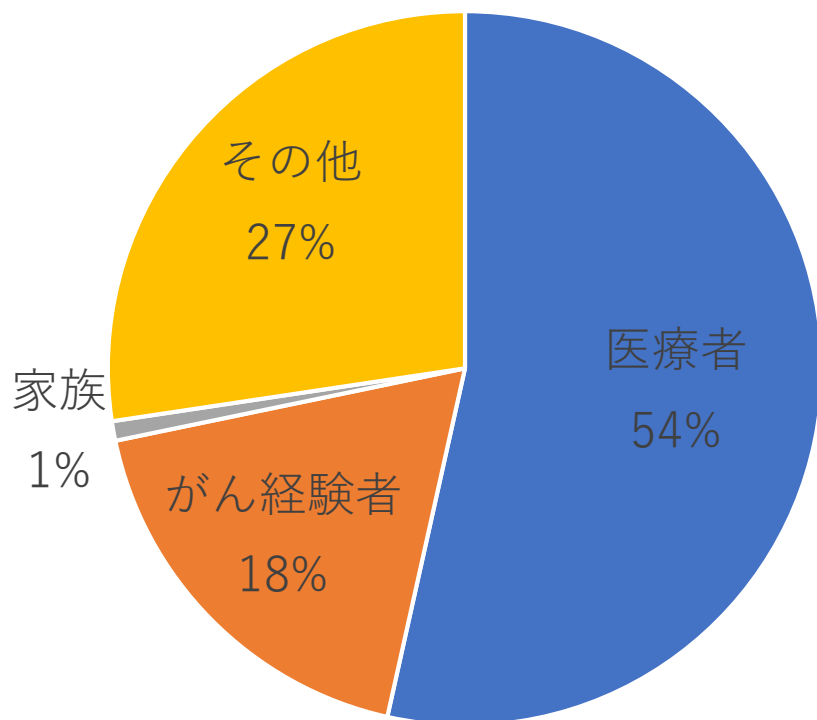
- 私たちがするより、体験された方が話された方がイメージもしやすく、じっくりと心で受け止める。
- がんイコール死というイメージが強いと思うので、がんとの共存や変わらずに生活ができる点など、患者さんだからこそ伝えられることがあり、患者さんに会うことで感じるものがたくさんあると思います。
- 私の身近にいた人の体験談を紹介するなどしましたが、やはり「百聞は一見にしかず」と言いますので実際に病気を経験された方が講話をされる今回のような授業は大変ありがたいと思いました。

- ・がん患者さんが元気になるということが、がんは怖い病という認識しかない子どもたちにとって驚きであり、身内などに病気の人がいる場合、励みになると思った。

- ・子どもたちがこれからの人生で、もしかしたらがんを患うこと、身内の人のがんになることもあるかもしれません。そんなときに「こんなこともあったな。」「つらいのは私だけじゃない。」を心の支えにしてほしいです。また身近にがんになった人の話を聞いたとき、支えてあげられるような存在になればと思います。

依頼した外部講師の職種について

	医療者	がん経験者	家族	その他	合計
小学校	953	279	15	565	1812
中学校	524	219	11	184	938
高校	155	59	1	86	301
合計	1632	557	27	835	3051



医療者：がん専門医、学校医、その他の医師（61％）、薬剤師（24％）、保健師（9％）、看護師（6％）

その他：その他の医療関係者（栄養士、助産師）、行政の担当者など

外部講師を使わなかった理由

文部科学省：平成29年度におけるがん教育実施状況調査

1

教師が指導しているため、
必要ではないと思った(62.7%)

2

適当な講師がいなかった
(20.2%)

3

指導時間の確保ができなかった
(15.7%)

外部講師を活用したがん教育の 進め方の基本方針

1

講師の専門性が十分に
生かされるように工夫する。

2

学校教育活動全体で
健康教育の一環として行う。

3

発達段階を踏まえた
指導を行う。

実施上の留意点！

(1) 指導形態：
学校全体？学年単位？学級単位？

(2) 外部講師は誰を使うの？



医療者：

科学的根拠に基づいた理解をねらい

がん患者・経験者：

健康や命の大切さをねらい



実施上の留意点！



事前事後で打ち合わせを行うこと！

事前に講師候補者に対し、**学習指導上の留意点**について共有する。

授業計画の作成・企画は**教員が主体**に。

がん患者・経験者の体験談は貴重ではあるが、**家族に経験者がいる場合などには強い印象を与える可能性がある**ことに留意しなくてはならない。

依頼された外部講師へ

- ①がん教育に必要な内容を適宜関連づけて、理解できるようにする。
- ②がんに関する課題に関して、適切な思考・判断を行い、自らの健康管理や健康的な生活行動の選択ができるようにする。
- ③**がんを通して健康や命のかけがえのなさに気づき、がん患者や家族などのがんと向き合う人々の取組に関心をもつとともに、健康な社会の実現に努めることができるように留意する。**

依頼された外部講師へ

④ **講師が伝えたい内容で一方的に構成**したり、**児童生徒が理解できない難解な言葉**

(専門用語) を用いたりするのではなく、対象となる児童生徒の興味・関心や理解力など、**発育・発達段階を十分考慮した指導**を心掛ける。

⑤ **怖さのみを強調するのではなく**「自他の健康と命の大切さを主体的に考えることができるようにすることが充実した人生につながる」という積極的なメッセージが含まれることなどを念頭に置くとよい。

依頼された外部講師へ

がんは不治の
病である



がんは簡単に
治せる



いのちの授業で伝えている項目

- 1、がんの発見
- 2、がんの告知
- 3、がんの治療
- 4、がんの原因
- 5、支えになったこと
- 6、これからどう生きるか



事前打ち合わせ内容

■ 同席するメンバー

- ・ 学校教諭（担任全員・養護教員）
- ・ 授業担当者（メイン・サブ）

※担任の先生の雰囲気も事前に知っておく

■ 打ち合わせをする内容

- ・ 授業日程確認（できれば午前中）
- ・ 担当者確認
- ・ **配慮する生徒の把握**

※ご家族についての情報は担任も把握していないことが多い
→学年週報等利用

- ・ お願いすること

テキスト印刷・アンケートのお願い

質問票のお願い・名簿、座席表のお願い

サブのサポート内容

■ 授業中

- ・ 最初の質問に挙手した児童の把握
- ・ 配慮が必要な児童の様子
- ・ 動揺している児童はいないか
- ・ 語り手の写真撮影
- ・ トラブル対応



■ 授業後

- ・ 泣いている児童がいればフォローする

※授業担当者に情報をシェア
(報告書・座席表に書いて渡す)

がん「を」教えるのではなく
がん「で」教えたい。

そこに知識と、いのちの大切さが
含まれていることが大事。

なぜなら「知識」だけなら
忘れてしまう。

そこに心動かされた記憶が
あれば、きっと覚えている。

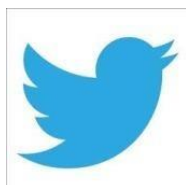
誰のための
「がん教育」なのか

「子どもたちのために」
を忘れないで

連絡先



三好綾



miyoshi_aya



N P O 法人がんサポートかごしま

鹿児島市下伊敷 3 - 1 - 7
鹿児島県民総合保健センター 2 F
0 9 9 - 2 2 0 - 1 8 8 8

平成30年度 がん教育シンポジウム

【講義】

「がん教育の推進について」

日時：平成31年1月23日 13:10～14:10

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
健康教育調査官 横嶋 剛

本研修会の目的

がん教育についての講義及び「がん教育総合支援事業」モデル校による実践発表を含めたシンポジウムを通じて、教職員及び外部講師等の理解を深め、がん教育の充実に資する。

○「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
政 府	がん対策推進基本計画(平成24年6月策定)【平成24年度～平成28年度までの5年間】 ○がんの教育・普及啓発 5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする				
		政府成長戦略での「がん教育」の位置付け			
文 部 科 学 省		「がんに関する検討委員会」 日本学校保健会主催 (文部科学省補助金) ○有識者からなる検討会を設置し学校における「がん教育」の在り方について検討	①「がん教育」の在り方に関する検討会 <u>文部科学省主催</u> ○1年目 ・「がん教育」の基本方針について検討 ※フレームワークの検討 ・報告書の作成 ○2年目 ・「がん教育」に必要な教材等の開発 ・外部人材の活用方法等について検討 ○3年目 ・「がん教育」に必要な教材等の修正 ・外部人材の活用方法等について検討 ※「がん教育」推進のための準備期間		
			②モデル事業の実施 期待される成果 ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催 など ○1年目 希望地域において、事業を実施。 ○2年目 基本方針を基に1年目の実施地域を中心に、地域を絞って実施。 ○3年目 事業の課題の改善、教材等を活用して実施。 学習指導要領改訂の必要性について検討		

○がん教育に関する政府と文部科学省のスケジュール

医師やがん経験者等を外部講師として活用し、
がん教育のさらなる充実を図る

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
政府	がん対策基本法（平成28年12月16日改正）※新たにがん教育について記載 第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。					
	第三期がん対策推進基本計画【平成29年度～平成34年度までの6年間】 （平成29年10月24日閣議決定） 【個別目標】 国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。					
文部科学省	がん教育の実施状況に関する全国調査 ◆新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発 ◆地域の実情に応じたがん教育の実施 <取組例> ○新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じたがん教育の取組を支援。 ・がん教育総合支援事業の実施〔委託事業〕 ○新学習指導要領を踏まえた教員や外部講師の質の向上。 ・教員、外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施 ○先進事例の全国への普及・啓発。 ・先進事例の紹介等を行うシンポジウムの開催					
	【委託事業】 ・教育委員会等によるがん教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催 など					
	学習指導要領改訂関係（予定）					
	小学 中学 高等学校	周知・徹底 改訂	先行実施 先行実施 周知・徹底	全面実施（平成32年度～） 全面実施（平成33年度～） 先行実施	全面実施（平成33年度～） 年次進行で実施（平成34年度～）	

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し



第三期がん対策推進基本計画(抄)

(3)がん教育・がんに関する知識の普及啓発

(現状・課題)

法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする」とされている。

健康については、子供のころから教育を受けることが重要であり、子どもが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切である。これらをより一層効果的なものとするため、医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用し、子どもに、がんの正しい知識やがん患者・経験者の声を伝えることが重要である。

国は、平成26(2014)年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。

しかし、地域によっては、外部講師の活用が不十分であること、教員のがんに関する知識が必ずしも十分でないこと及び外部講師が学校において指導する際の留意点等を十分認識できていないことについて指摘がある。

(取り組むべき施策)

国は、学校におけるがん教育について、全国での実施状況を把握する。教員には、がんについての理解を促すため、外部講師には、学校でがん教育を実施する上での留意点や指導方法を周知するため、教員や外部講師を対象とした研修会等を実施する。

都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、国は必要な支援を行う。

【個別目標】

国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。



学校におけるがん教育の在り方について（報告）概要

平成27年3月

1. 学校におけるがん教育を取り巻く状況

- ・がんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身に付けておくべきものとなりつつある。
- ・がん対策推進基本計画で、5年以内に、「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施が目標とされている。
- ・国において、モデル事業を実施するとともに、有識者による検討会を設置し、今後のがん教育の推進に向けて検討。

2. 学校におけるがん教育の基本的な考え方

（1）がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がんに向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

（2）がん教育の目標

- ①がんについて正しく理解することができるようにする
- ②健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

（3）がん教育の具体的な内容

ア	がんとは（がんの要因等）	カ	がんの治療法
イ	がんの種類とその経過	キ	がん治療における緩和ケア
ウ	我が国のがんの状況	ク	がん患者の生活の質
エ	がんの予防	ケ	がん患者への理解と共生
オ	がんの早期発見・がん検診		

（4）留意点

- ①学校教育活動全体での推進
- ②発達の段階を踏まえた指導
- ③外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携
- ④がん教育で配慮が必要な事項

3. 今後の検討課題

平成29年度以降全国に展開することを目指し、以下のことについて検討。

（1）がんに関する教材や指導参考資料の作成

映像を含めたわかりやすい教材等の開発とその活用方法等が示された指導参考資料の作成が重要。

（2）外部講師の確保等

がんという専門性の高さに鑑みて、専門機関等との連携を進めるなど、がんの専門家の確保が重要。

（3）研修

管理職を含む教職員に対する研修と、医療関係者やがん経験者等の外部講師に対する研修について、研修プログラムの作成と研修体制の整備を検討。

（4）がん教育の評価について

教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価と、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価が必要。

（5）教育課程上の位置付け

中央教育審議会における教育課程の在り方に関する議論において、健康教育の在り方全体の議論の中で検討。

平成29年度におけるがん教育実施状況調査

1 調査の目的

平成28年12月にがん対策基本法が改正され、がん教育に関する条文が新たに盛り込まれるとともに、改正法を踏まえ平成29年10月に閣議決定、平成30年3月に一部修正された第三期がん対策推進基本計画において、「国は、全国での実施状況を把握する」と明記されたことを受け、全国でのがん教育の実施状況等を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に初めて調査を行った。

2 調査対象学校

国公立の小学校20,095校、中学校10,325校、義務教育学校48校、高等学校4,907校、中等教育学校53校、特別支援学校1,135校
(回答総数37,401校)

3 調査事項

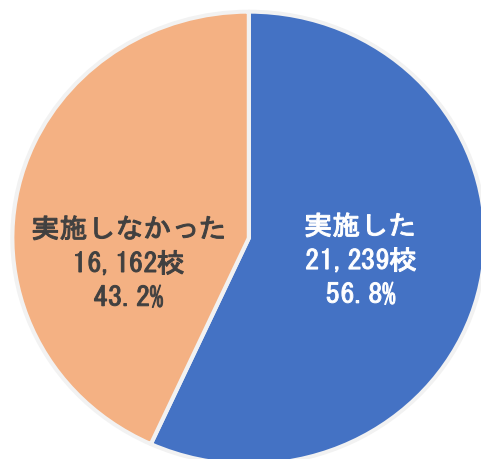
平成29年度におけるがん教育の実施状況

- ①実施状況 ②実施方法 ③実施しなかった理由
- ④外部講師の活用状況 ⑤外部講師の職種 ⑥外部講師活用の効果
- ⑦外部講師活用の課題 ⑧外部講師を活用しなかった理由

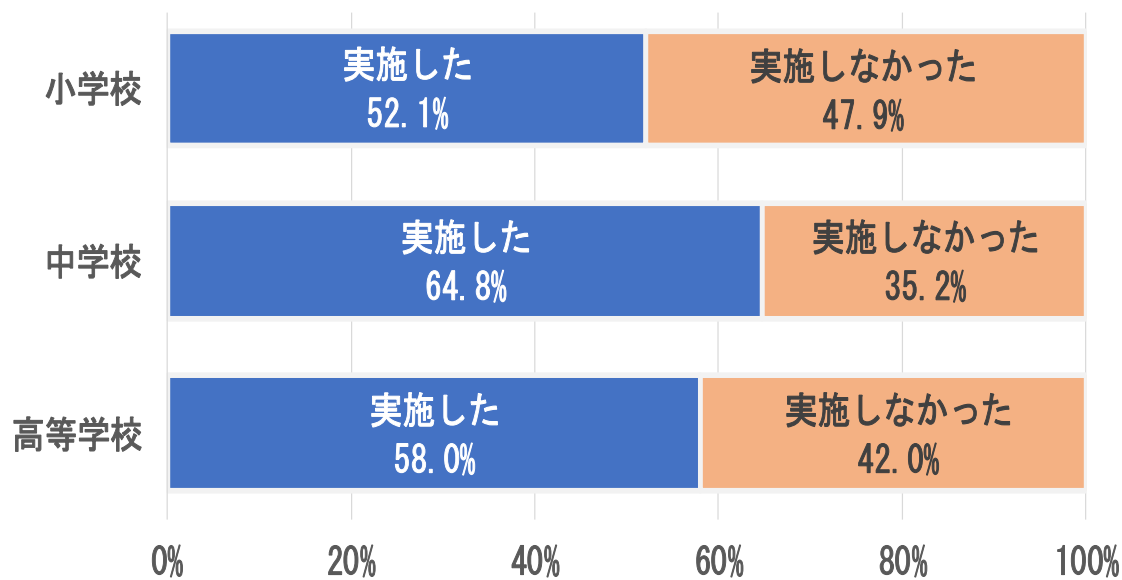


1 実施状況

平成29年度にがん教育を実施しましたか
(回答総数37,401校)

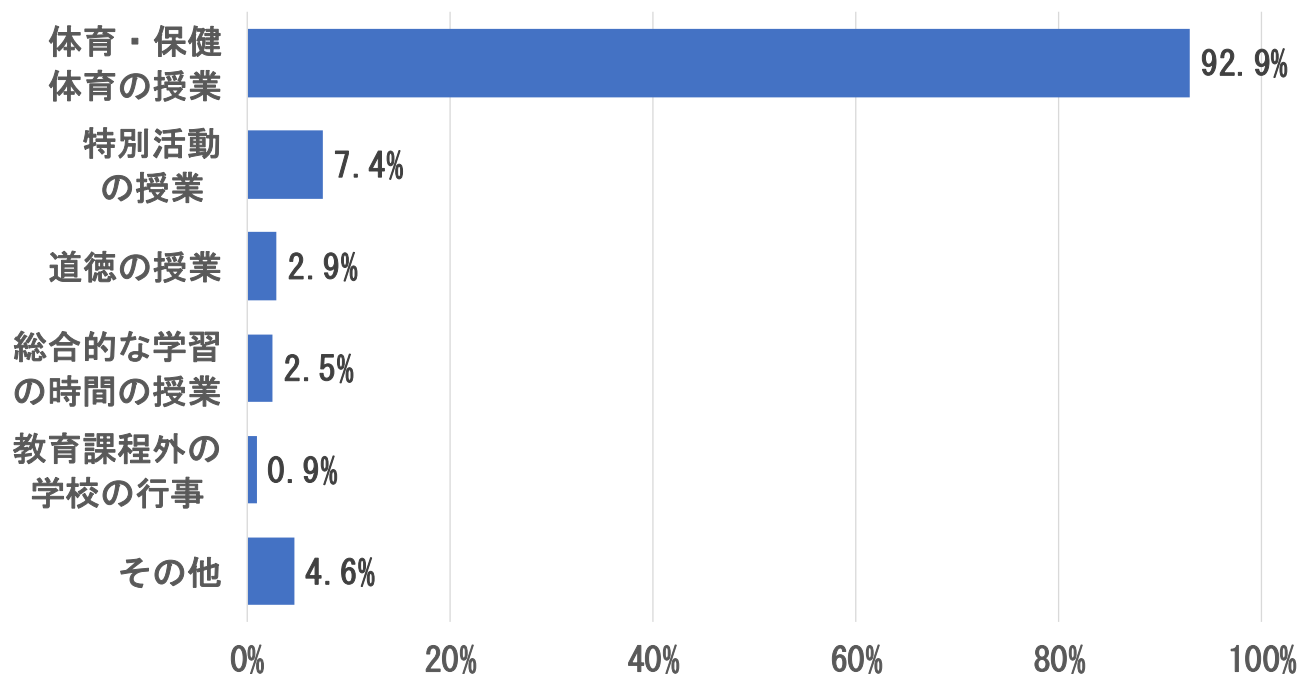


平成29年度にがん教育を実施しましたか(学校段階別)



2 実施方法

がん教育の実施方法(複数回答可)



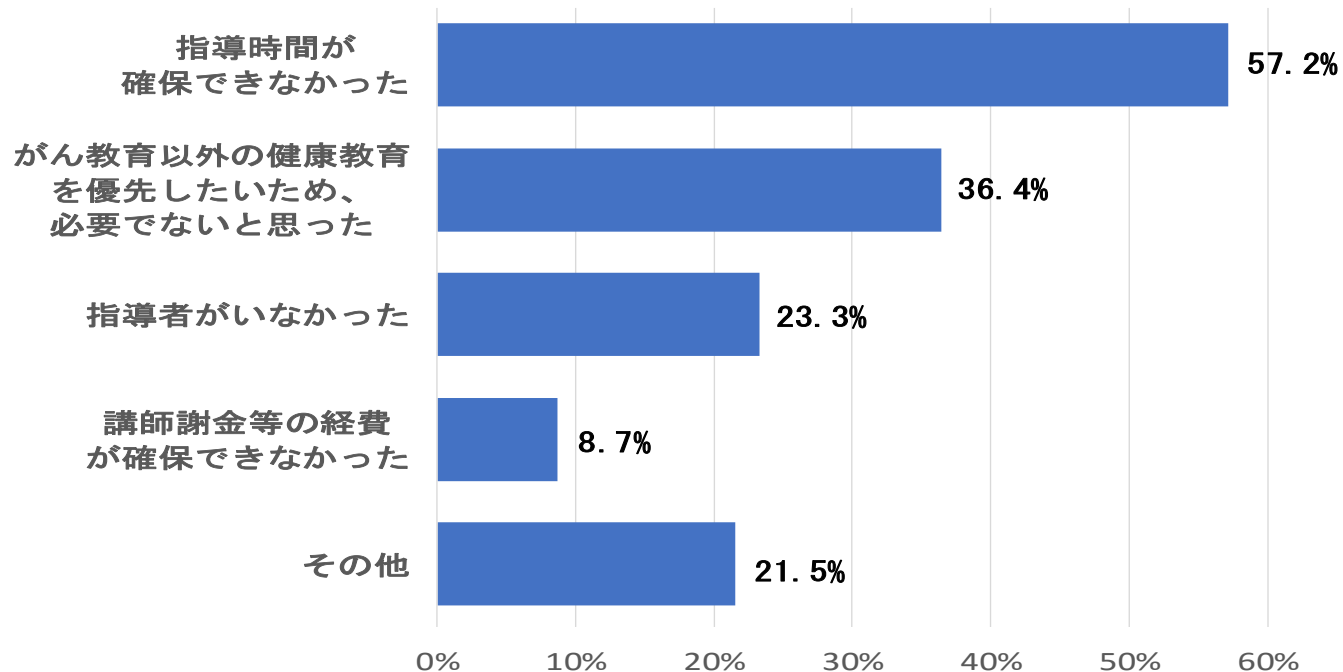
【その他の回答】

- ・上記以外の教科の授業
- ・(都道府県作成の)啓発資料配布時に実施 など



3 実施しなかった理由

がん教育を実施しなかった理由（複数回答可）



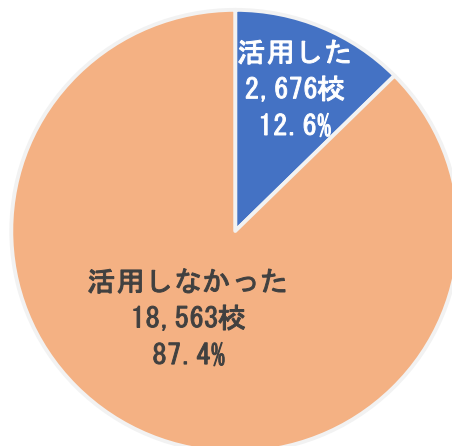
【その他の回答】

- ・がんを特別に扱っていないが、生活習慣病の一つとして学習している。
- ・今後の実施に向けて検討中。 ・指導内容についての知識・理解不足。
- ・（必要性は感じているが）指導に不安。 ・教育課程に位置付けていない。
- ・配慮が必要な子供がおり、適切な実施に向けて準備中。
- ・発達段階に応じた学習内容が整理できなかった。
- ・（特別支援学校において）児童生徒の実態（発達段階）に合わないため。 など

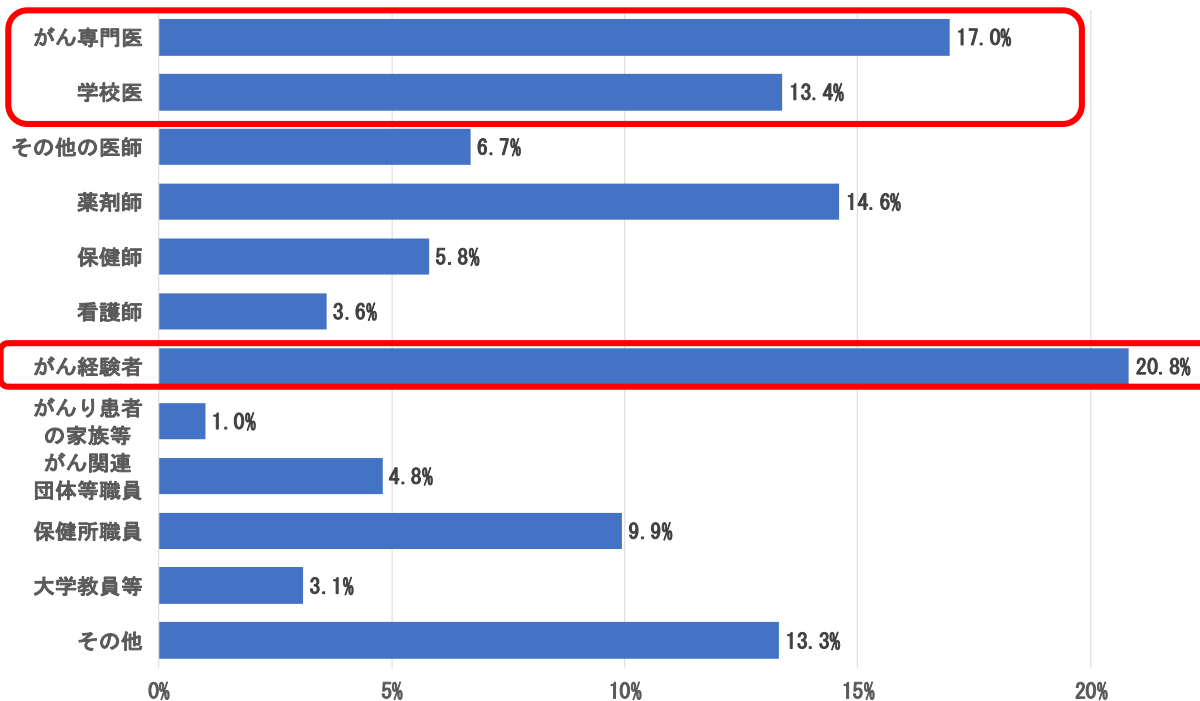


4 外部講師活用状況

外部講師を活用しましたか
(がん教育を実施
した学校21,239校)



依頼した外部講師の職種（複数回答可）

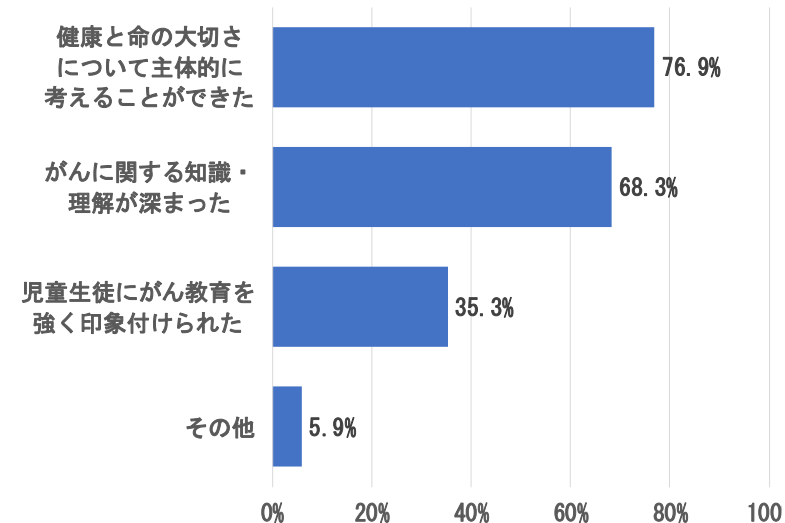


【その他の回答】

- ・その他の医療関係者
- ・栄養士(栄養教諭)
- ・助産師
- ・行政の担当者 など

5 外部講師活用の効果と課題

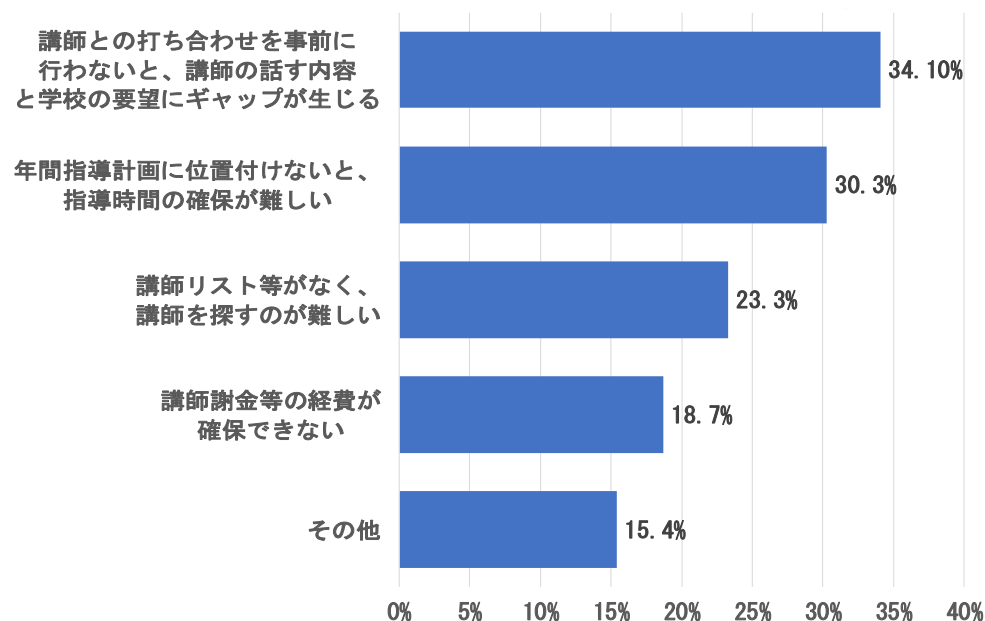
外部講師を活用して、効果的だと思ったこと
(複数回答可)



【その他の回答】

- ・保護者や地域にも公開するなど広い啓発につながった。
- ・家族や周囲の人へ思いやる大切さを学ぶ機会となった。
- ・学校医(学校薬剤師)とのつながりが深まった。
- ・保健などでの事前学習実施が効果的であった。
- ・前向きな生き方を学ぶことができた。 など

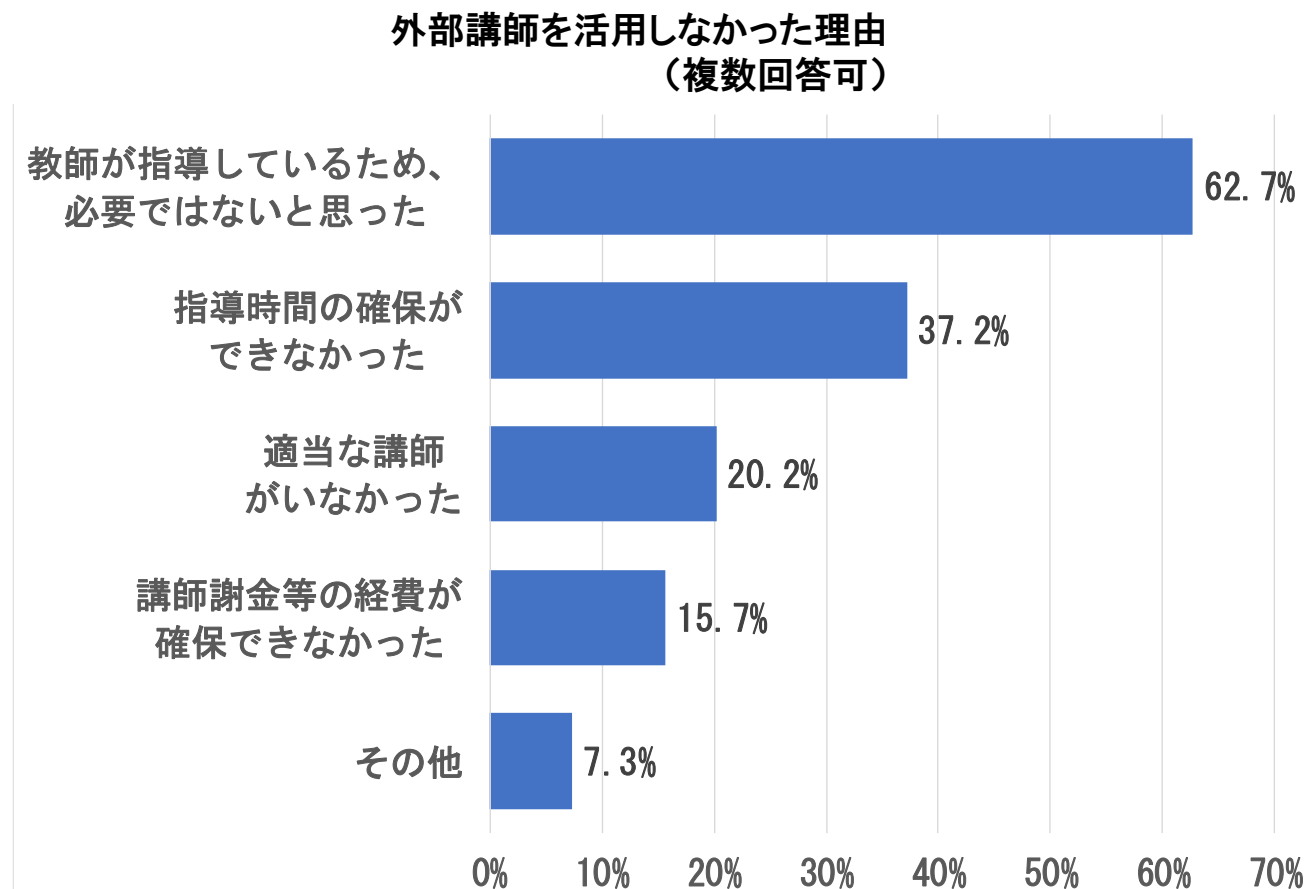
外部講師を活用して、今後の課題であると思ったこと
(複数回答可)



【その他の回答】

- ・講師との日程調整。
- ・指導内容、指導方法。
- ・身近にがん経験者がいる子供(職員)への配慮。
- ・事前学習の必要性。
- ・薬物乱用防止教育や喫煙防止教育の講演会など、他の内容と関連して扱う際のバランス。 など

6 外部講師を活用しなかった理由



【その他の回答】

- ・使用できる教材や映像資料等が充実しているため。
- ・外部講師を活用する〇〇教育が多く、講師の選定、打ち合わせ等の準備の負担が大きく、取り組めていない。
- ・保健学習で扱う際に実施時期など、講師との調整が難しい。
- ・教師による指導を中心として、必要に応じて活用したい。 など

背景

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から平成34年度までの6年を対象とした第三期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、移行期間中に新学習指導要領の対応を検討する必要がある。

課題

①教員のがんについての知識・理解が不十分

健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。

②がん教育の全国への普及・啓発が必要

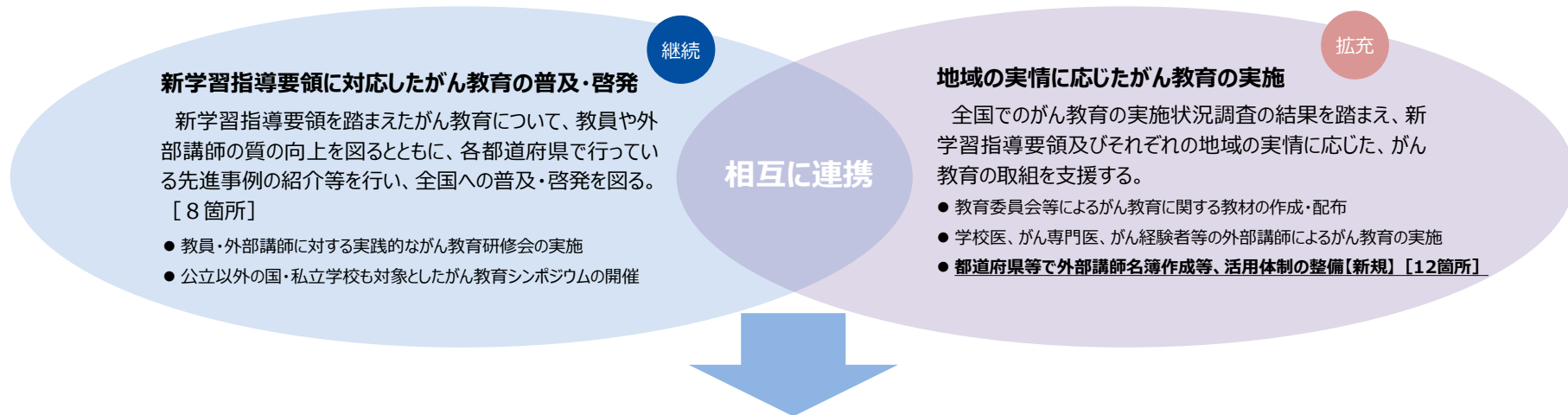
がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。

③外部講師の活用体制の一層の充実が必要

がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

課題解決のための事業概要

新学習指導要領に対応したがん教育の実施



成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実に促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

がんの教育総合支援事業における モデル事業(イメージ)

モデル事業の実施状況

(指定地域)平成26年度:21地域、70校 平成27年度:21地域、86校
平成28年度:26地域、137校

都道府県・政令指定都市

都道府県・政令指定都市において「がんの教育に関する計画」を作成し、作成した計画に基づき、がんの教育に関する多様な取組を実施する。

(具体的な取組例) a 外部講師派遣 b 保護者・地域との連携 c 研修会の開催 d 教育教材の作成・印刷・配布
e 域内全体に広めるための取組 f 特色あるがんの教育に関する取組

協議会の設置

【協議会構成メンバー例】

県教育委員会

- ・学校保健担当指導主事
- ・学校医等

・保健福祉部局(必須)

- ・地区医師会
- ・がん専門医
- ・患者会
- ・PTA等

支援

報告

市区町村教育委員会

「がんの教育に関する計画」に基づき、地域の実情に応じたがん教育の実施に向けた検討

- ・がん教育実施のための具体的方法等の検討(学校、学年、授業内容を検討)
- ・外部講師の調整
- ・地域にあった教材の開発
- ・モデル校の取組の周知
- ・必要に応じ、協議会と連携

支援

報告

学校【モデル校】

地域のがんの現状を踏まえた教育方法等の研究

- ・具体的な授業計画の作成・実施(学校、学年、授業内容を検討)
- ・外部講師との授業の打合せ
- ・授業実施後の児童生徒の意識及び行動変容等について調査

協議会の役割

- ・「がん教育に関する計画」の作成に対し、指導、助言する。
- ・地域(各教育委員会)のモデル事業の成果の検証し、県教育委員会へ報告する。
- ・モデル事業への支援(外部講師の調整等)

教職員研修の様子



授業の様子

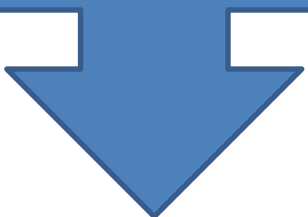


外部講師による授業の様子



新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

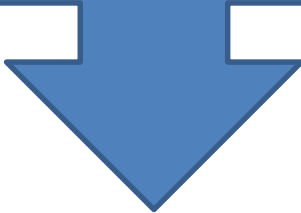
新学習指導要領を踏まえた「がん教育」について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。



- 教員・外部講師に対する実践的な「がん教育研修会」の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象とした「がん教育シンポジウム」の開催

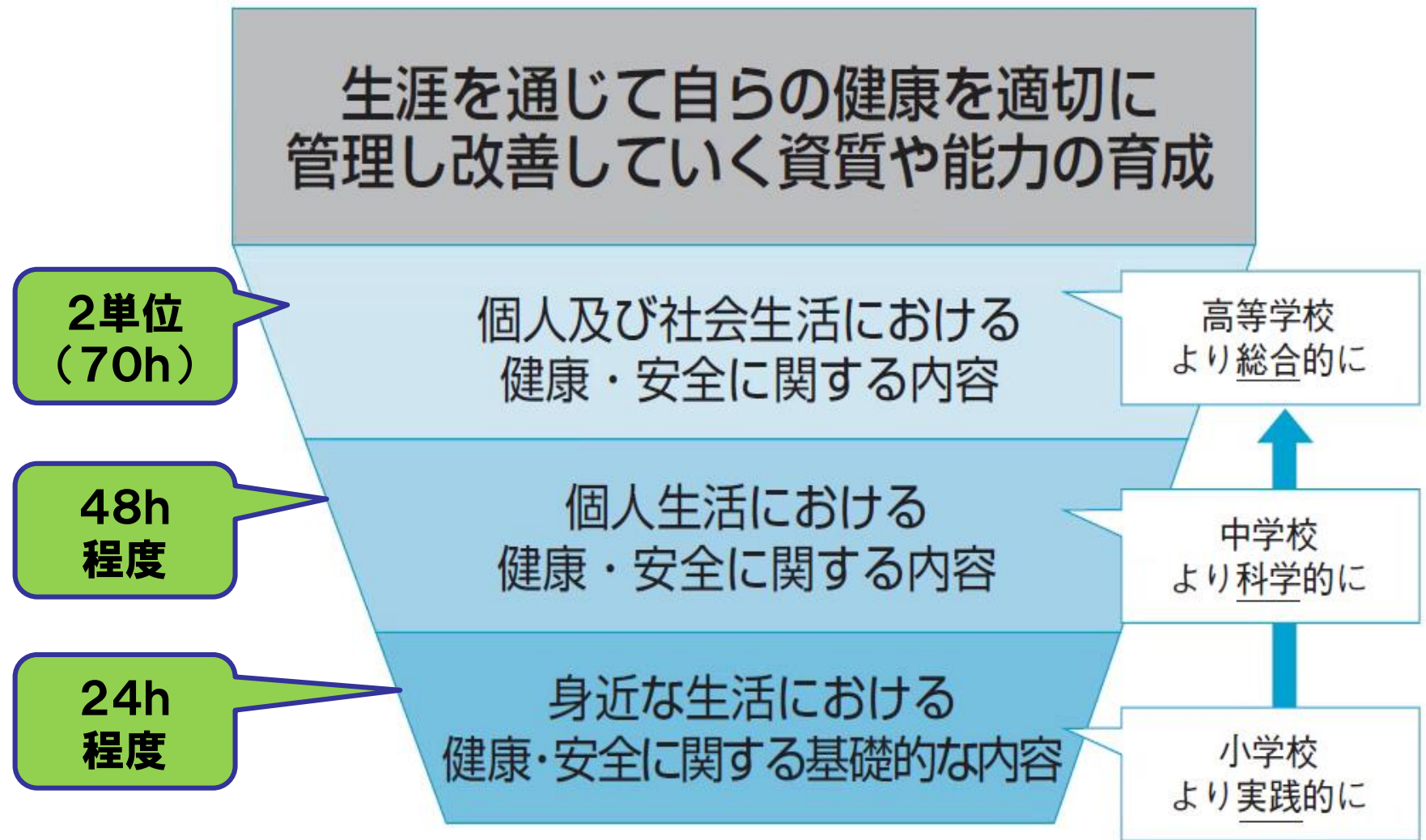
地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でのがん教育の実施状況調査の結果を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援する。



教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布
学校医、がん専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施
都道府県等で外部講師名簿作成等、活用体制の整備

体育科・保健体育科における保健の学習の体系



生きる力を育む小学校保健教育の手引(文部科学省H25.3)

小・中・高等学校の保健の内容

小学校(保健領域)	中学校(保健分野)	高等学校(科目保健)
「健康な生活」(3年) ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 「体の発育・発達」(4年) ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 「心の健康」(5年) ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 「けがの防止」(5年) ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 「病気の予防」(6年) ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組	「健康な生活と疾病の予防」 (1. 2. 3年) ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 「心身の機能の発達と心の健康」(1年) ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 「傷害の防止」(2年) ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 「健康と環境」(3年) ・身体の環境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理	「現代社会と健康」 ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 「安全な社会生活」 ・安全な社会づくり ・応急手当 「生涯を通じる健康」 ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 「健康を支える環境づくり」 ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 (原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)

「健康な生活と疾病の予防」(中学校1・2・3年)

ア 健康の成り立ちと疾病の発生要因

第1学年

イ 生活習慣と健康

ウ 生活習慣病などの予防

第2学年

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

オ 感染症の予防

第3学年

カ 個人の健康を守る社会の取組

小学校学習指導要領解説(H29)体育編(第6学年)

(3) 病気の予防

ア 病気の予防について理解すること。

(ウ) 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

【解説】

(ウ) 生活行動が主な要因となって起こる病気の予防

生活行動が主な要因となって起こる病気として、心臓や脳の血管が硬くなったりつまったりする病気、むし歯や歯ぐきの病気などを適宜取り上げ、(略) 健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

㊦ 喫煙については、(略) 受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。また、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

その際、低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、未成年の喫煙や飲酒は法律によって禁止されていること、好奇心や周りの人からの誘いなどがきっかけで喫煙や飲酒を開始する場合があることについても触れるようにする。

中学校学習指導要領解説(H29)保健体育編(第2学年)

(1)健康な生活と疾病の予防

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(ウ) 生活習慣病などは、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること。また、生活習慣病などの多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できること。

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

■ 内容の(1)のアの(イ)及び(ウ)については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結びつくように配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康との関わりについて取り扱うことにも配慮するものとする。また、がんについても取り扱うものとする。

中学校学習指導要領解説(H29)保健体育編(第2学年)

(1)健康な生活と疾病の予防

【解説】

ウ 生活習慣病などの予防

ア 生活習慣病の予防

(略) その際、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足、喫煙、過度の飲酒などの不適切な生活行動を若い年代から続けることによって、やせや肥満などを引き起こしたり、また、心臓や脳などの血管で動脈硬化が引き起こされたりすることや、歯肉に炎症等が起きたり歯を支える組織が損傷したりすることなど、様々な生活習慣病のリスクが高まることを理解できるようにする。

生活習慣病を予防するには、適度な運動を定期的に行うこと、毎日の食事における量や頻度、栄養素のバランスを整えること、喫煙や過度の飲酒をしないこと、口腔の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることを理解できるようにする。

イ がんの予防

がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにする。

また、がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であることを理解できるようにする。

なお、ア、イの内容と関連させて、健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できることなどを取り上げ、疾病の回復についても触れるように配慮するものとする。

中学校学習指導要領解説(H29)保健体育編(第2学年)

(1)健康な生活と疾病の予防

【解説】

(エ)喫煙，飲酒，薬物乱用と健康

① 喫煙と健康

喫煙については，たばこの煙の中にはニコチン，タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること，それらの作用により，毛細血管の収縮，心臓への負担，運動能力の低下など様々な急性影響が現れること，また，常習的な喫煙により，がんや心臓病など様々な疾病を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に，未成年者の喫煙については，身体に大きな影響を及ぼし，ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

中学校学習指導要領解説(H29)保健体育編(第3学年)

(1)健康な生活と疾病の予防

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(カ)健康の保持増進や疾病の予防のためには、個人や社会の取組が重要であり、保健・医療機関を有効に利用することが必要であること。また、医薬品は、正しく使用すること。

【解説】

(カ)健康を守る社会の取組

健康の保持増進や疾病の予防には、健康的な生活行動など個人が行う取組とともに、社会の取組が有効であることを理解できるようにする。社会の取組としては、地域には保健所、保健センターなどがあり、個人の取組として各機関が持つ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。

その際、住民の健康診断や健康相談などを適宜取り上げ、健康増進や疾病予防についての地域の保健活動についても理解できるようにする。

また、心身の状態が不調である場合は、できるだけ早く医療機関で受診することが重要であることを理解できるようにする。さらに、医薬品には、主作用と副作用があること及び、使用回数、使用時間、使用量などの使用法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（科目保健 入学年次又はその次の年次）

（１）現代社会と健康

ア 現代社会と健康について理解を深めること

（ウ）生活習慣病などの予防と回復

健康の保持増進と生活習慣病などの予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策が必要であること。

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

喫煙と飲酒は、生活習慣病などの要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

■（１）のアのウについては、がんについても取り扱うものとする。

（４）健康を支える環境づくり

ア 健康を支える環境づくりについて理解を深めること。

（ウ）保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康を保持増進するには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが必要であること。また、医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。

(1)現代社会と健康

ア 現代社会と健康について理解を深めること

(ウ) 生活習慣病などの予防と回復

がん，脳血管疾患，虚血性心疾患，高血圧症，脂質異常症，糖尿病などを適宜取り上げ，これらの生活習慣病などのリスクを軽減し予防するには，適切な運動，食事，休養及び睡眠など，調和のとれた健康的な生活を続けることが必要であること，定期的な健康診断やがん検診などを受診することが必要であることを理解できるようにする。

その際，がんについては，肺がん，大腸がん，胃がんなど様々な種類があり，生活習慣のみならず細菌やウイルスの感染などの原因もあることについて理解できるようにする。がんの回復においては，手術療法，化学療法（抗がん剤など），放射線療法などの治療法があること，患者や周囲の人々の生活の質を保つことや緩和ケアが重要であることについて適宜触れるようにする。

また，生活習慣病などの予防と回復には，個人の取組とともに，健康診断やがん検診の普及，正しい情報の発信など社会的な対策が必要であることを理解できるようにする。

なお，日常生活にスポーツを計画的に取り入れることは生活習慣病などの予防と回復に有効であること，また，運動や食事について性差による将来の健康課題があることについて取り上げるよう配慮する。

（1）現代社会と健康

ア 現代社会と健康について理解を深めること

（エ）喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

① 喫煙、飲酒と健康

喫煙や飲酒は、生活習慣病などの要因となり心身の健康を損ねることを理解できるようにする。その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。

また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、好奇心、自分自身を大切にする気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒の開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

（４）健康を支える環境づくり

ア 健康を支える環境づくりについて理解を深めること。

（ウ）保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

① 地域の保健・医療機関の活用

健康を保持増進するためには、検診などを通して自己の健康上の課題を的確に把握し、地域の保健所や保健センターなどの保健機関、病院や診療所などの医療機関、及び保健・医療サービスなどを適切に活用していくことなどが必要であることについて理解できるようにする。

その際、心身の健康の保持増進にとって、豊かなスポーツライフの実現が重要であることから、生涯スポーツの実践を支える環境づくりやその活用についても触れるようにする。

主体的・対話的で深い学び による授業改善



三つの資質・能力

「知識及び技能」

「思考力、判断力、表現力等」

「学びに向かう力、人間性等」

主体的・対話的で深い学び実現に向けた授業改善

- 主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか
- 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか
- 学びの深まりをつくりだすために，児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか

「主体的な学び」として想定できる子供の姿（例）

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しをもって粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげている。
- 自ら課題を修正したり新たな課題を設定したりしている。
- 課題の解決に向けて、何度も粘り強く取り組んでいる。
- 自他の健康について、自ら将来を見通したり、振り返ったりする。

「対話的な学び」として想定できる子供の姿（例）

- 子供どうしの対話を通して、自己の思考を広げたり、深めたりしている。
- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広めている。
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりしている。
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図っている。

「深い学び」として想定できる子供の姿（例）

- 健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、考えを深めている。
- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組んでいる。
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく。
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく。

《小学校》

- 身近な日常生活の体験や事例などを題材にした話し合い,
- 思考が深まる発問の工夫や思考を促す資料の提示,
- 課題の解決的な活動や発表
- ブレインストーミング
- けがの手当などの実習, 実験

《中学校》

- 内容への興味・関心を高めたり, 思考を深めたりする発問の工夫
- 自他の日常生活に関連が深い教材・教具の活用
- 事例などを用いたディスカッション
- ブレインストーミング
- 心肺蘇生法などの実習, 実験
- 課題学習
- (必要に応じて)コンピュータ等の活用
- (学校や地域の実情に応じた)保健・医療機関等の参画推進

《高等学校》

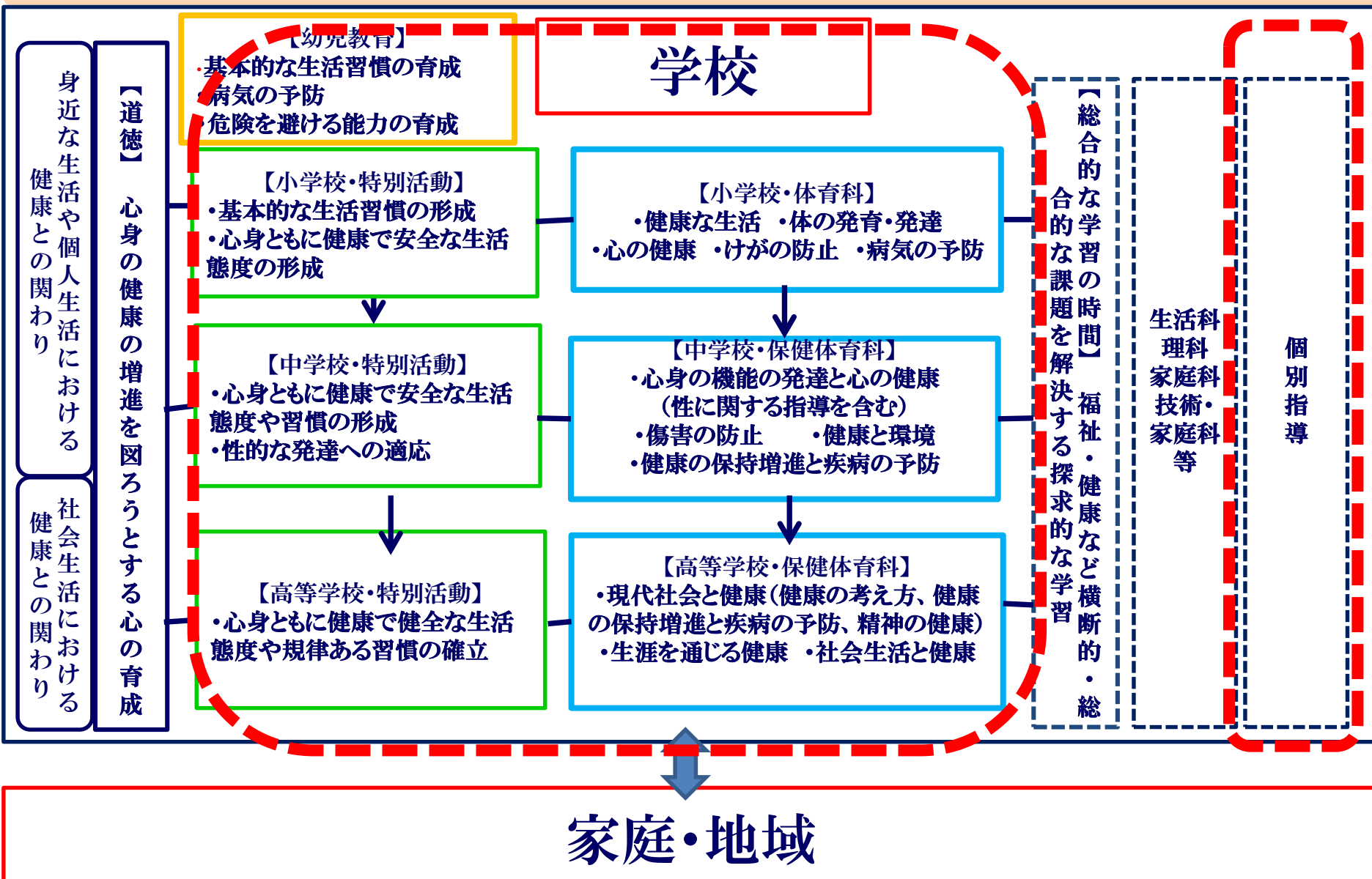
- 生徒の内容への興味・関心を高めたり，思考を深めたりする発問の工夫
- 自他の健康やそれを支える環境づくりと日常生活との関連が深い教材・教具を活用
- ディスカッション
- ブレインストーミング
- ロールプレイング（役割演技法），
- 心肺蘇生法などの実習^{*1}，実験^{*2}
- 課題学習
- （学校や地域の実情に応じて）保健・医療機関等の参画推進

*1 実習を取り入れるねらいは，技能を習得することだけでなく，実習を自ら行う活動を重視し，概念や原則といった指導内容を理解できるようにすることに留意する必要がある。

*2 実験を取り入れるねらいは，実験の方法を習得することではなく，内容について仮説を設定し，これを検証したり，解決したりするという実証的な問題解決を自ら行う活動を重視し，科学的な事実や法則といった指導内容を理解できるようにすることに主眼を置くことが大切である。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



がん教育推進のための教材

平成28年4月(平成29年6月一部改訂)

文部科学省

【目次】

- 1 がんとはどのような病気でしょうか？
- 2 我が国におけるがんの現状
- 3 がんの経過と様々な種類
- 4 がんの予防
- 5 がんの早期発見とがん検診
- 6 がんの治療法
- 7 がんの治療における緩和ケア
- 8 がん患者の「生活の質」
- 9 がん患者への理解と共生

○ 小学生用教材案

今後の文部科学省の対応について

①【本調査の結果周知による取組の促進】

各学校設置者及び各学校に対して、本調査結果を周知する際、がん教育実施のための教材等の普及・啓発を図ることにより、がん教育の取組を促進する。

②【新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発】

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行う、実践的な研修会の実施により、がん教育の全国への普及・啓発を図る。

③【地域の実情に応じたがん教育の実施】

全国でのがん教育の実施状況調査の結果を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援するとともに、研修会や会議等において、各自治体等での取組の成果を横展開することにより、地域の実情に応じたがん教育を促進する。

④【外部講師活用体制の整備の促進】

外部講師活用体制を整備するための各都道府県の取組を支援するとともに、そのノウハウを行政説明を行う会議等で横展開することにより、全国の自治体等での外部講師活用体制の整備を促進する。



平成30年度 文部科学省委託
「がん教育総合支援事業」

埼玉県「がん教育総合支援事業」
小学校モデル校授業研究会実践報告

埼玉県教育委員会

埼玉県がん教育総合支援事業

1 趣 旨

学校におけるがん教育の充実を図るためには、がんに関する正しい知識と正しい認識、命の大切さについて正しく理解させ、深めることが必要であることから、本県では、学校におけるがん教育の推進を図るため、文部科学省委託「がん教育総合支援事業」を実施している。

学識経験者や医療関係者等を含めた「がん教育推進連絡協議会」を設置し、「がん教育に関する計画」の作成等に対し指導・助言を行うことで、学校におけるより効果的ながん教育の在り方について検討を行っている。

2 事業内容

(1)がん教育推進連絡協議会の開催

(2)がん教育指導者研修会の開催

(3)がん教育授業研究会の開催

3 がん教育授業研究会の開催

＜小学校授業研究会＞

- ・日時 平成30年11月2日(金)
- ・参加者 小学校教職員(教諭、養護教諭、保健主事等)、
県立特別支援学校教職員及び指導主事
- ・会場 埼玉県久喜市立菖蒲小学校
- ・授業者 小島 宏之 教諭
- ・題材 特別活動 第6学年 「健康と命の大切さ」
ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成
- ・準備検討会(授業検討委員会小学校部会)
平成30年10月23日(火)
埼玉県久喜市立三箇小学校

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

体育 保健領域

「生活習慣がかかわって起こる病気の予防」

- ・がんが死亡原因の1位
- ・生活習慣病の予防には望ましい生活習慣を身に付ける必要があることを理解させる

道徳

「家族ががんになったとき、自分にできることを考えよう」

がん経験者をゲストティーチャーに迎え、話を聞くなかでがんに向き合う人との共生を考える

特別活動(学級活動)

「がんについて調べ、健康のために自分ができることを考えよう」

がんとはどのような病気か

がんを予防するために今自分ができることを考える

○がんについて正しく理解する
○健康と命の大切さについて主体的に考えることができる

教科等横断的な視点で

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

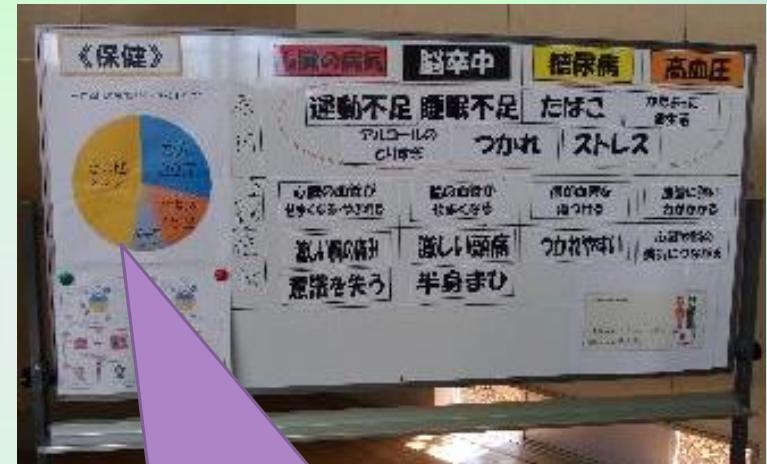
埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

体育（保健領域）

「生活習慣がかかわって
起こる病気の予防」

○がんが死亡原因の1位

○生活習慣病の予防には
望ましい生活習慣を身
に付ける必要があるこ
とを理解させる



導入で、「死亡原因」の
構成割合のグラフを見て
児童に考えさせる。

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

道徳

事前アンケート

がんになったことのある人に聞いてみたいこと

- なぜそういう病気になったのか
- がんはどんな症状が起きるか
- 自分にできることはどんなことか
- がんになったら何がつらいか
- どのように励ましたらよいか
- がんとわかった時どんな気持ちだったか
- 家族にがんだといったときの、家族の反応は
- どんながんになったのか
- どのように治すのか
- 予防法はあるのか
- やってほしいことは何か

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

道徳

「家族ががんになったとき、自分にできることを考えよう」

がん経験者をゲスト
ティーチャーに迎え、
話を聞くなかで、がんと
向き合う人との共生を
考える



埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

道徳



肺がんについて図を使って説明していただきました。

ゲストティーチャーに話していただいた内容

- がんと分かった時のこと
- 治療の時に支えになったこと
- 手術後の生活の変化
- 今大事にしていること
- 家族や知り合いに生きる力をもらったことは何か
- がんになっても負けずに頑張ろうとなぜ思えたか …等

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

道徳

家族ががんになったとき、
自分に何ができるかを考える

グループで話し合い、
考えを深める

クラス全体で発表しあい、
さらに考えを深める

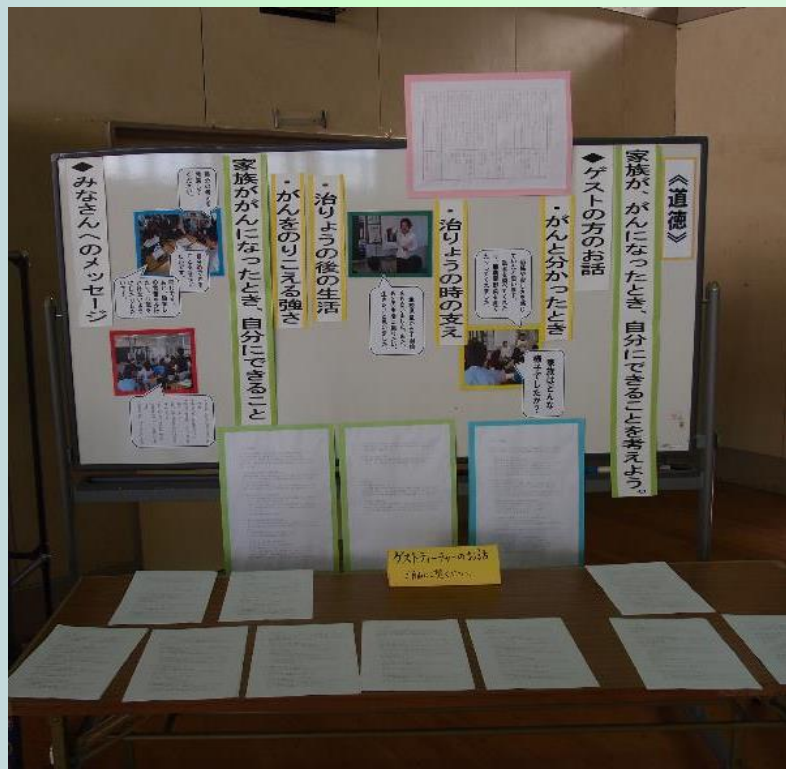


埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

道徳



授業の最後に… ゲストティーチャーから子供たちへのメッセージ

○教師をしていた時、教えていた5年生の女の子が骨肉腫というがんの一種で片足を失った。義足になったが元気になって戻ってきた。他人事だと思わずに、自分の健康を守ってほしい。

○医療だけでなく「生きたい」「治りたい」という気持ちが必要だと実感した。がんは怖くないし、治るようになってきた病気なのです。

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

特別活動（学級活動）



「がんについて調べ、
健康のために自分ができることを考えよう」

○がんとはどのような
病気か

○がんを予防するため
に今自分ができる
ことを考える

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

特別活動（学級活動）



文部科学省HP
の
映像教材を使用



がんについて自分の課題を調べる

- ① どうしてがんになるの？
- ② がんにならないためにはどうすればよいか？

（予防）

- ③ がんは、治すことができるの？（早期発見）

- ④ どうすればがんを早くみつけれられるの？

（検診）

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

特別活動（学級活動）

調べた結果、
まとめたことを
伝え合う

課題ごとに調べてまとめた
ことをクラスで共有する

がんに関する正しい知識

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

特別活動（学級活動）

健康のために自分が
今できることを書く

グループで考えを
伝え合う

感想やアドバイスを伝え合い、
さらに考えを深める



埼玉県がん教育総合支援事業

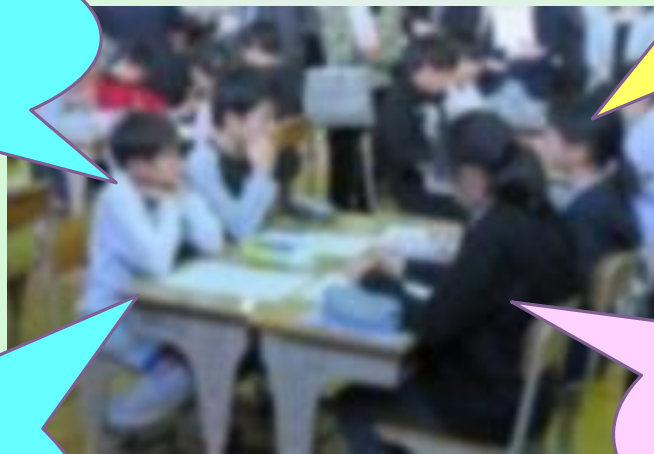
小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

特別活動（学級活動）

正しい生活習慣
を続けたいです

好き嫌いなく
食べることや、
十分に睡眠を
とることを続け
ていきたいです



何を続けるかを
はっきりした方が
いいと思います

例えば、何を続け
ていけばよいと
思いますか？

埼玉県がん教育総合支援事業

小学校モデル校

埼玉県久喜市立菖蒲小学校の授業実践

特別活動（学級活動）

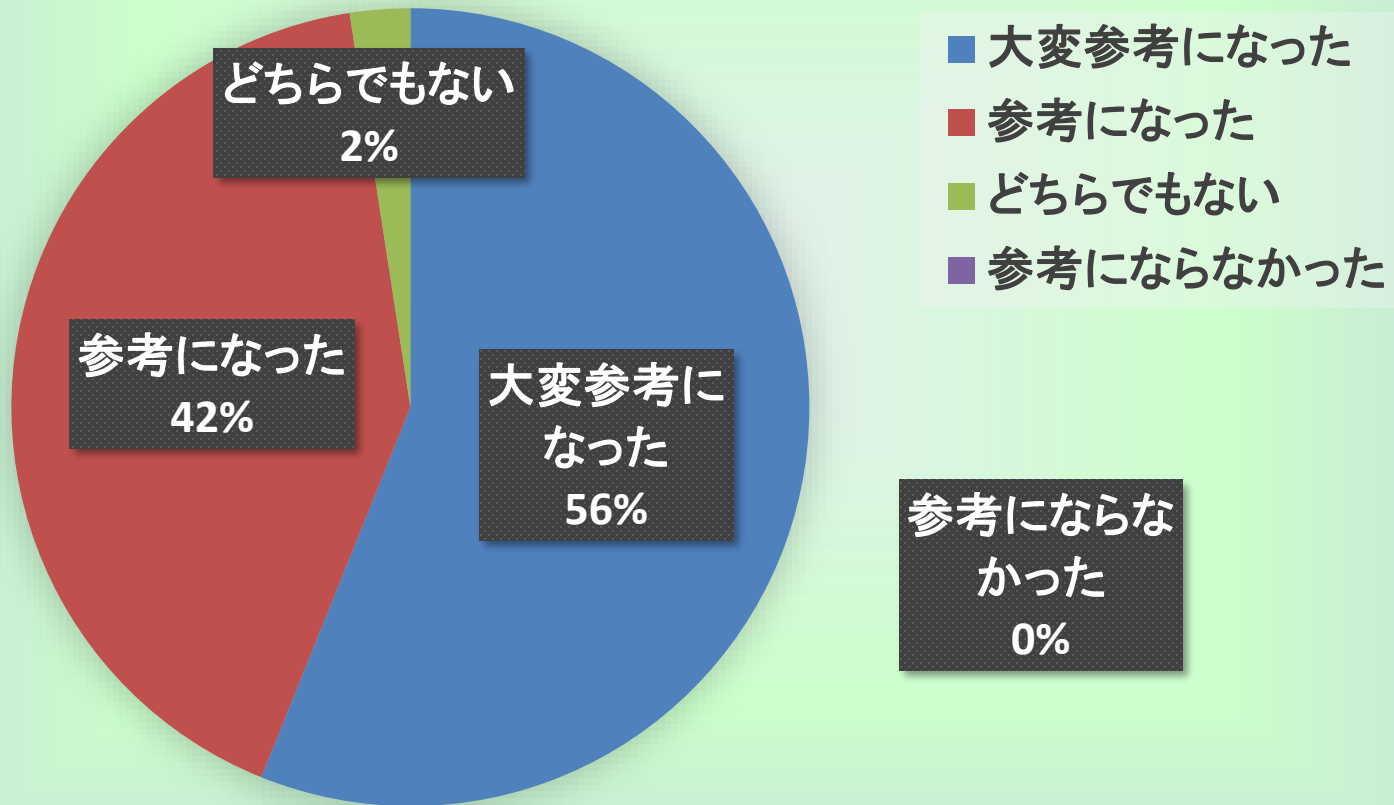
20才の自分に向けて メッセージを書く



- たばこやお酒は、がんの原因になります。健康のためにもやめたほうがいいですよ。
- がんは、だれにでも起こる病気です。定期的に検診を受けてください。
- いつまでも健康でいるために正しい生活習慣を続けてくださいね。

埼玉県がん教育総合支援事業

授業研究会アンケートから



授業研究会アンケートから

- 「自分のこととして、主体的に考え、実践していくには」というテーマが明確だった。
- 子供たちから「一人では、病気に負けてしまうから支え合う」「家族にがん検診をすすめる」「家族ががんになったら安心できるように笑顔で過ごす」などの意見が出ていて、心の面でも深い学びになっていると思った。
- 体育の保健領域、道徳、特別活動のそれぞれの教科の特質を生かした系統性のある授業展開で、大変勉強になった。
- 学活なので、子供たちがより実践につなげられるような展開も必要かと思った。（今の自分にできること、したいことをより具体的に）

埼玉県がん教育総合支援事業

成果と課題

- 体育・道徳・特別活動(学級活動)の3時間扱いで「がん」について取り扱うことで、教科等横断的な授業実践を提案することができた。
- がん経験者のお話は子供たちにとって、「がん」をより身近なこととして感じるきっかけとなった。
- それぞれの教科の特性やねらいをおさえた授業展開をさらに工夫していきたい。



中学校での実践

長野県教育委員会事務局 保健厚生課
指導主事 鈴木亜希子

中学校学習指導要領 保健体育編
(平成30年3月告示) にて
「がんについても取り扱う」と示された

●保健体育の授業の充実が核となる

★保健体育科の教諭の意識向上が鍵！！

★保健体育科がやる気になるには？

松本市立女鳥羽中学校 保健体育科の実践

★授業者の願い

- ①授業時数を変えずに
- ②いつも通りに
- ③誰でも気軽にできる授業にしたい



①授業時数は通常通りで

教科書の単元展開を
基に「がん」について
扱う時間を1時間設定

②いつも通りに

いつもと同じ授業構成

③誰でも気軽にできる授業にしたい

文部科学省の教材
を使用

授業の流れ

身近なニュースから「がん」という病気を取り上げ、
子ども達の持つ「がん」について「知っていること」を引き出す



ちびまる子
ちゃん

樹木希林
さん

山本KID
さん

小林麻央
さん

活動① がんについて、知っていることを挙げてみよう

意外と…正答

既習の「生活習慣病」
の学びが生きている



やっぱり…誤解がいっぱい！

焦げたもの
を食べると
がんになる

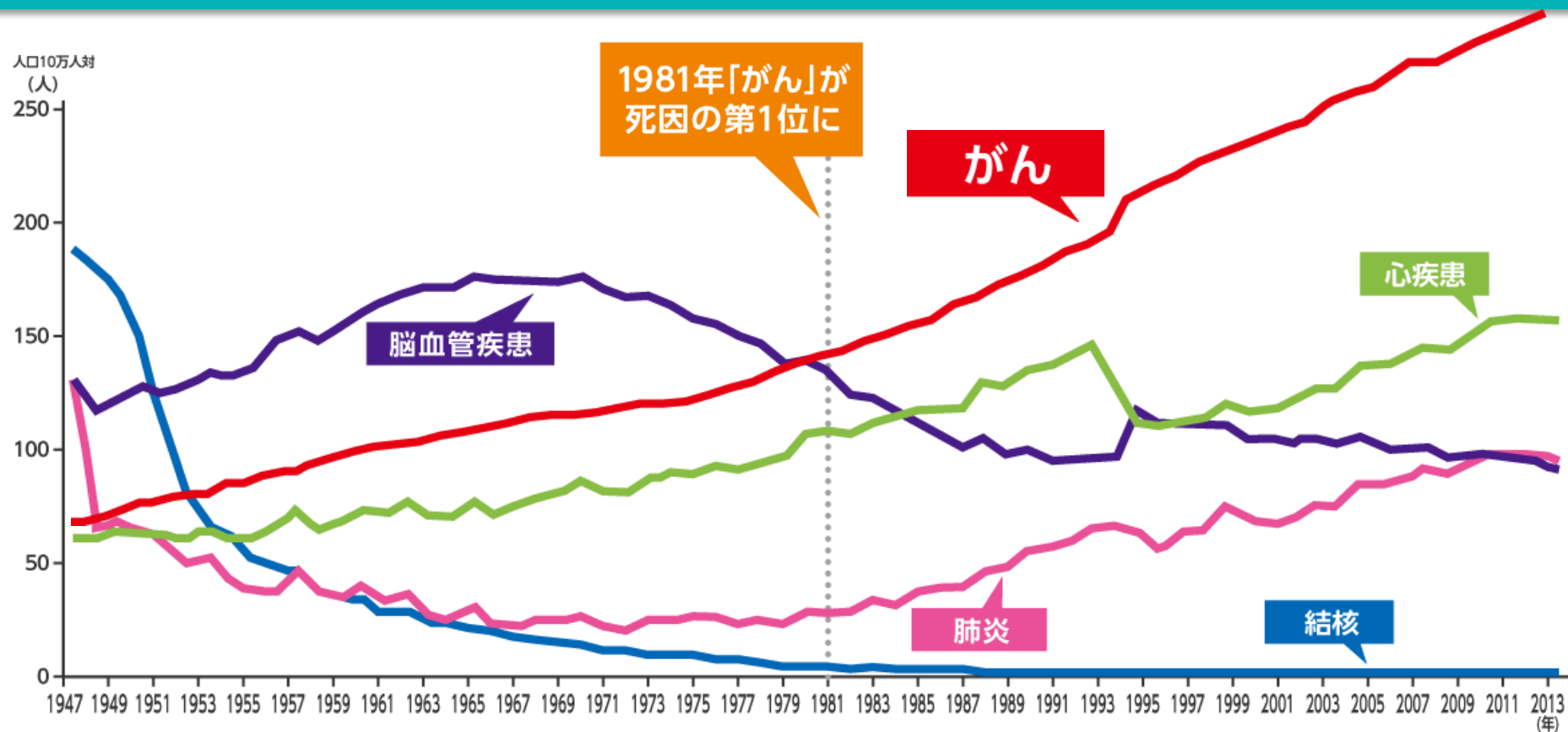
倒れたりして
からじゃないと
わからない

活動② 文部科学省教材のスライドでがんの仕組みを説明する



スライド集の中から、
端的に説明するため
授業者が6枚を厳選。

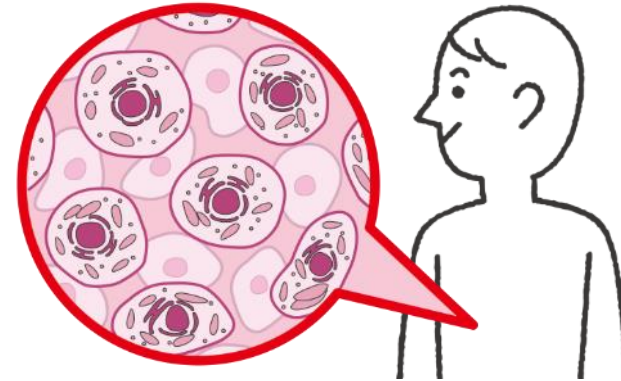
がんによる死亡数



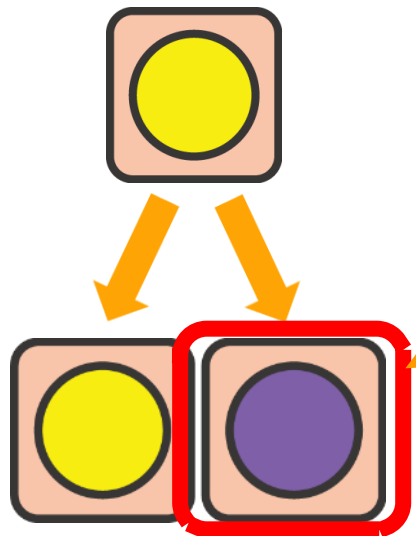
がんによる死亡数は増え続けている

がんのしくみ

わたしたちの
体の細胞は
毎日分裂し
新しくなっている

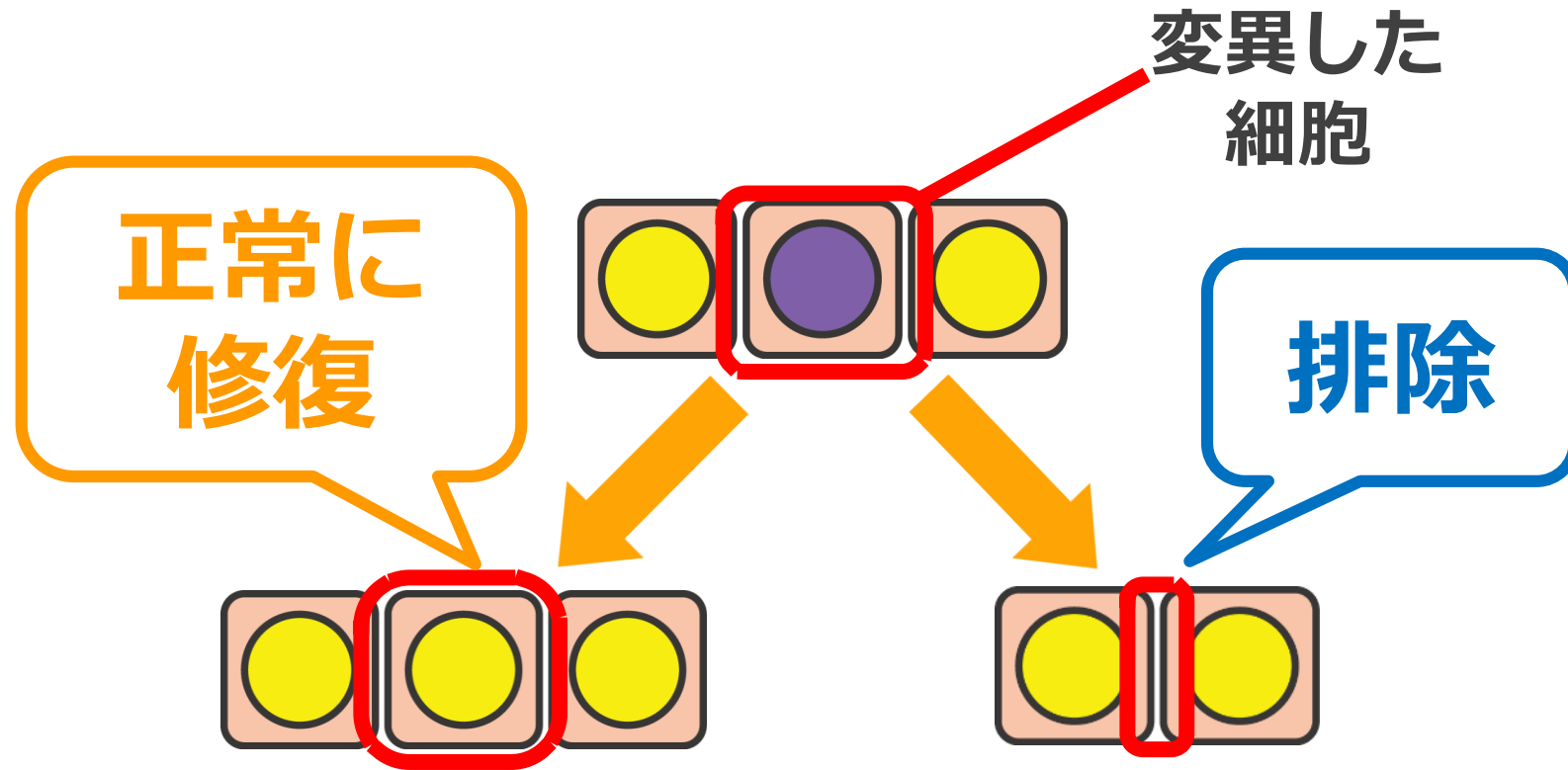


約37兆個



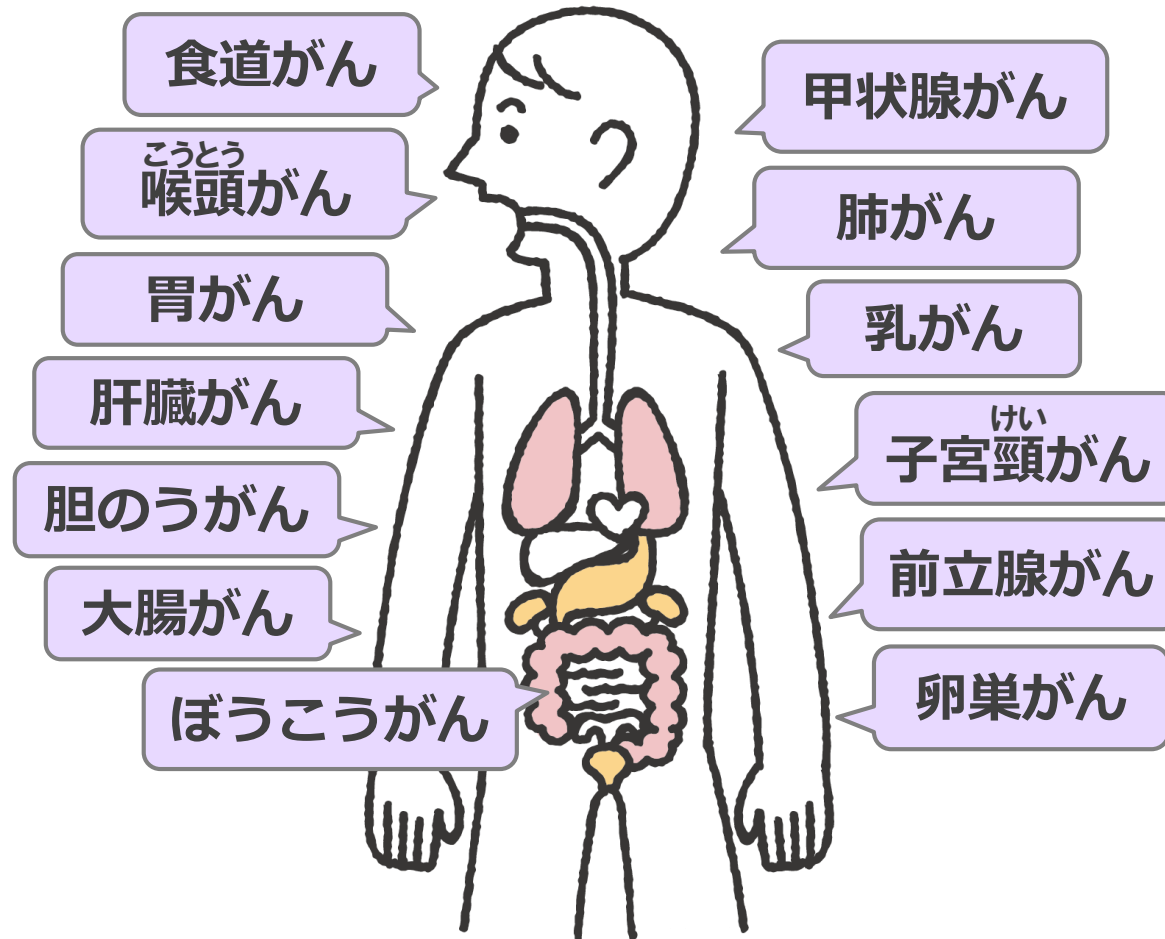
細胞分裂するとき
変異し悪性化した
ものが“がん”

変異した細胞はどうなるのだろうか



修復や排除により
正常に保たれるしくみがある

細胞が分裂するすべての臓器に がんができる可能性がある



主ながんの原因

細菌・
ウイルス

生活習慣

遺伝的
原因

生活習慣は自分で
気をつけることができる



どのような生活を送れば
よいのだろう

節 酒

禁 煙

適正体重
の維持

バランスの
よい食事

適度な
運動

望ましい生活習慣により
がんになる危険性を減らすことができる

活動③ 自分や家族にできる「がんの予防方法」を考えよう

「がん」について考えよう

生活習慣によって引き起こされる

がんについて知っていること

病気 治療法が少ない

いろいろな種類がある

全身

日本人死亡原因第一位

がんの原因となるもの

喫煙

・過度の飲酒

・食生活の乱れ

・運動不足

・疲労・ストレス

話し合いでは
既習の
生活習慣病の
学習が根拠に



定期的にがん
検診を受ける

たばこは
吸わない

お酒の量を
決める



塩分・糖分・油分
に気を付ける

運動やリラックス
をする

知りたいことが
どんどん増えてくる

検診を受けるのって「予防」になると思う？

ノンアルコールビールにすれば安心かな？

生活習慣って どうしたら
悪いって 自分で気付けるんだろ。

うちのお母さん 家事でしか動いてないけど
運動不足になるのかな？

どんなに健康に気を付けていても、がんになってしまうのはわかったけれど、なりにくい体にするために予防できる方法を話し合ったので、自分からバランスの良い食事、ストレスの発散など、できることからやろうと思った。



家族へのメッセージも書くように計画したが時間不足で十分に書けなかった。

授業実践から

● 参観者の感じた良さ ●

- 重くなりがちなテーマで二の足をふんでいたが、明るい雰囲気の中で生徒たちが今の自分を重ねて、主体的にできることを考えており、前向きな学習で好印象。こういう授業ならやりたい。
- 既習の生活習慣病の学びが基になり、がんについても端的に学習できていて、知識としては十分と感じた。
体育の先生で十分学習は進められる。(外部講師希望者)
- 様々な情報が氾濫する中で、正しい知識を得ることは健康に関しても、とても大切だと改めて感じた。

● 課題 ●

- ・内容を絞ったつもりであったが、時間が足りなかった。
- ・検診について十分に扱えなかった。
- ・予防について「生活習慣病」の学習の際と同じような内容になってしまった。がんならではの視点が入れられなかった。
- ・がんの原因は「不明」が多いことなどをもっと押さえてほしい。
差別や偏見をなくしてほしい。(外部講師希望者)
- ・体育の先生がここまでできれば、我々は何をするのがよいのか。
(外部講師希望者)

●授業を終えて...授業者の声●

- 「がんだからこそ学べること」をしっかりと扱うには、保健体育の時間だけでは足りない。特にがん教育の目標2をもっと充実させたい。これだけでは「もったいない」と感じた。

がん教育の目標

- 1 がんに関して正しく理解できるようにする
- 2 健康と命の大切さ について考える態度を育成する

- 目標1は、自分たちでできそうな手応えがあり、挑戦してみて本当によかった。2の視点で外部講師の方の力をお借りしたい。

子ども達が見つけた
自分や家族にできる一番の「がんの予防法」とは...



がんについての知識などを
知っておくことが
とても大切だと思う。

平成29年度がん教育総合支援事業 ～鹿児島県立鹿児島東高等学校の取組～

鹿児島県教育庁保健体育課

鹿児島県がん教育総合支援事業連絡協議会

- ・保健福祉部局
- ・鹿児島県医師会
- ・がん専門医
- ・患者会
- ・鹿児島県小・中学校養護教諭会
- ・鹿児島県高等学校教育研究会
高等学校・特別支援学校養護教諭部会
- ・学校長，教諭等

鹿児島県
教育委員会



鹿児島県立鹿児島東高等学校

学校におけるがん教育の在り方に関する検討会資料参考

県立鹿児島東高等学校の実践

テーマ

「命の大切さを学ぶがん教育」 ～がん患者への理解と共生～

- 1 がんという病気の理解
 (がんの要因・がんの状況・予防等)
- 2 がん治療における理解とケア
 (治療における緩和ケア・患者の生活の質)
- 3 がん患者への理解と共生
 (患者の理解と支援)

県立鹿児島東高等学校の実践内容

◆検討会（平成29年4月～）

◆がん教育総合支援事業連絡協議会（平成29年8月10日）

◆職員会議（平成29年8月30日）

- がん教育の資料等を基に、今後のがん教育の進め方や方針等について確認
- 発達の段階を考慮したテーマの設定

◆がん教育授業（平成29年9月20日）【保健】

- 「がんを知ろう」をテーマに1年生（62人）合同の事前授業
- 担任と教科担当がチームティーチングで授業

◆がん教育モデル授業研修会（平成29年 9 月27日）

講師：順天堂大学大学院医学研究科 佐瀬 洋一 教授

学年：1年生

教科：LHR

内容：がん教育モデル授業
（研修会）

○がん教育の推進に向けて
授業の在り方や校内体制の
構築について意見交換

○参加者72人

（教職員60人，NPO法人関係者 3 人，その他 9 人）



◆がん教育ワークショップ（平成29年11月13日）

講師：順天堂大学大学院医学研究科 佐瀬 洋一 教授

学年：2年生

教科：LHR

内容：「中・高等学校版がん教育プログラム補助教材」を活用した授業

（研修会）

○VTRで視聴後，授業研究，ワークショップ型研修会を開催

○参加者42人

（教職員37人，その他5人）



◆がん教育講演会（平成30年 1 月19日）

講師：順天堂大学大学院医学研究科 佐瀬 洋一 教授

○がん教育のまとめと実践校
の発表

○講演会

○参加者73人

（管理職 3 人，教諭 8 人，養護
教諭57人，指導主事 5 人）



県立鹿児島東高等学校の実践による成果と課題

〈成果〉

- ・ がん教育推進に向けての教職員の意識喚起
- ・ 参加者のがん教育に対する不明瞭感や不安感の解消
- ・ がん教育が心の教育であることに気付けたことで、がん教育を「しなければならない」から「してみたい」へ変化

〈課題〉

- ・ がん教育の全体像を共有することができたが、教科領域や時数等の検討が必要
- ・ 授業の際の配慮事項、外部講師との連携の取り方等

平成30年度がん教育シンポジウム

茨城県におけるがん教育 ～外部講師活用取組～



茨城県教育庁学校教育部保健体育課
健康教育推進室学校保健・安全担当
指導主事 吉野 恵美子

1 がん教育推進に係る背景

【国の取組】

- ・ 対がん 10 力年総合戦略 (S59)
- ・ がん克服新 10 力年戦略 (H 6)
- ・ がん対策基本法 (H18)
- ・ がん対策推進基本計画 (H19)
- ・ 第 2 期がん対策推進基本計画 (H24～H28)
- ・ **第 3 期がん対策推進基本計画** **(H29～H34)**

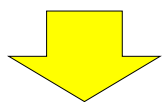


【茨城県の取組】

- ・ 茨城県総合がん対策推進計画 ―第三次計画― (H25～H29)
- ・ 「がん教育総合支援事業」 (H26～)
- ・ 「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」施行 (H27年12月)
- ・ **茨城県総合がん対策推進計画 ―第四次計画―** **(H30～H35)**

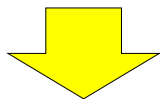
2 茨城県の取組

「茨城県総合がん対策推進計画」
によりがん対策を推進（平成2年～）



がんによる死亡者数は減少せず

がん検診の受診率は、目標値の
50%
に届かない状況



「茨城県がん検診を推進し、がん
と向き合うための県民参療条例」
が公布・施行（平成27年12月18日）

茨城県がん検診を推進し、 がんと向き合うための 県民参療条例

平成27年12月18日 公布・施行

- 日本人の2人に1人は生涯のうち一度は何らかのがんにかかると言われ、3人に1人はがんで亡くなっています。茨城県でも、昭和60年以降、がんが県民の死亡原因の第1位となっていますので、がん対策は極めて重要な課題です。
- 県では、平成2年度から第一次計画、平成15年度から第二次計画、そして、現在は「茨城県総合がん対策推進計画―第三次計画―」に基づき、がん対策を進めていますが、がんによる死亡者数は減っていません。また、がんは早期発見・早期治療が重要ですが、がん検診の受診率は、目標値の50%に届かない状況が続いています。
- このような状況を踏まえ、県議会議員の提案により、新しい条例を制定しました。

 茨城県



茨城県マスコット
「ハッスル教師」

「茨城県がん検診を推進し、 がんと向き合うための県民参療条例」

●参療（さんりょう）とは？

条例の題名にも含まれる「参療」とは、条例で初めて定義する新しい言葉です。「参療」とは「県民自らが、がん医療に主体的に参画すること」を意味します（第2条第1項に規定）。参療を推進するため、県民の皆さんは、次のことを実践しましょう。

○がんについての情報サイトや新聞、書籍、研修会や講演会など、さまざまな機会を通じて、普段からがんに関する基本的知識を身に付けましょう。

○基本的知識のもとに、がんを正しく理解し、自分で考え、また、話し合うようにしましょう。

がん治療は、本来医師任せではなく、患者自ら決定できるものです。県民の皆さん一人一人が、がんに関する正しい知識を習得し、ご自身に提供されるがん医療を決定できるということについて自覚を持ち、がん医療に主体的に参画しましょう。



●がん対策の基本的事項（4つの視点）

①がん予防の推進

- 食生活、運動、喫煙などの生活習慣が健康に及ぼす影響など、がんについての正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- 学校において、児童生徒が、がんについての正しい知識と、がん患者への正しい認識を持つことができるがん教育を進めます。

②がん検診の推進

- がん検診の重要性や、検診を受けやすい環境づくりを進め、目標値である「受診率50%」の達成を目指します。
- 10月を「茨城県がん検診推進強化月間」に設定します。
- がん検診の関係機関で組織する「茨城県がん検診推進協議会」を設置して、検診受診率の向上につながる取り組みなどを協議します。

③がん医療の充実

- すべての県民が、質の高い専門的ながん治療が受けられるように、拠点病院などの機能強化や医療従事者の育成に取り組みます。
- がん患者の療養生活を分断せずに、住み慣れた家庭や地域での在宅医療を進めます。

④がん患者とその家族に対する支援

- がんになっても安心して暮らすことができるように、相談支援体制の充実などに取り組みます。
- がん患者が、病気だけを理由に離職せずに、また、離職した場合でも円滑に再就職ができるように、就労支援に取り組みます。

がんによる死亡者
数を減らすこと

がん患者とその家
族を支援すること

がんにかかり
罹患後も、尊厳を
保ちながら、安心して暮
らせる社会にすること

「茨城県がん検診を推進し，がんと向き合うための県民参療条例」

(平成27年12月18日)

(教育関係者の役割)

- 第8条 教育関係者は，児童及び生徒が，がんの予防につながる望ましい生活習慣を身に付けるとともに，**発達段階に応じて**，がんに関する正しい知識及びがん患者に対する正しい認識を持つことができるよう教育の推進に努めるものとする。

(がん教育の推進)

- 第12条 県は，がん教育を推進するため，次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 児童及び生徒並びにそれらの保護者に対するがんに関する**正しい知識**の普及及び啓発
 - (2) 学校の教員に対するがんに関する**正しい知識**の普及及び啓発
 - (3) 前2号に掲げるもののほか，がん教育を推進するために必要な施策

＜茨城県がん総合対策推進計画

－第四次計画－＞

茨城県総合 がん対策 推進計画

— 第四次計画 —
(2018～2023年度)

がんを知り がんに向き合う
～県民の参療を目指して～

(平成30(2018)年3月)



茨城県総合がん対策推進計画—第四次計画—施策の概要

施策の項目

主な施策の内容

第1章

がん教育と がん予防

○がんに関する正しい知識の普及

- ・がん教育の推進(がんに関する知識習得とがん患者に対する理解の促進)
- ・関係機関等と協力・連携した県民への普及啓発・情報提供

○がん予防対策の推進

- ・がん予防推進員やがん検診推進サポーターを養成し活動促進
- ・たばこ対策、食生活改善・運動、感染症対策の推進

第2章

がん検診と 精度管理

○検診受診率の向上

- ・個別受診勧奨・再勧奨の推進
- ・がん検診を受けやすい環境の整備

○検診精度の向上

- ・がん検診追跡調査等事業による精密検査受診の支援・精度管理の充実

第3章

がん医療 提供体制と 生活支援

I がん医療提供体制の整備

○がん医療提供体制の構築

- ・がんゲノム医療など専門的な医療体制の整備
- ・小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがんへの対応

○がん治療体制の充実とチーム医療の推進

- ・診療体制の充実、専門医療従事者の育成・確保
- ・「チーム医療」、「治療法」の推進

II 緩和ケアの推進

○基本的緩和ケアの推進

- ・医療従事者に対する研修、県民への普及啓発

○専門的緩和ケアの推進

- ・緩和ケアセンター等の整備、在宅緩和ケア提供体制の構築、在宅緩和ケアに必要な人材の確保・育成、がん患者・家族等への在宅緩和ケアの普及

III 生活支援体制の整備

○がんに関する相談支援体制の整備

- ・拠点病院のがん相談支援センターを中核とした多様な相談体制の充実(いばらき みんなのがん相談室、ピアサポート、患者サロン等)

○がん患者の離職防止や再就職のための就労支援体制の整備

- ・就労支援窓口の周知、地域における就労支援の関係者による連携

○生活者の視点に立った支援体制の整備

- ・「いばらきのがんサポートブック」の活用

第4章

がん登録と がん研究

I がん登録事業の強化

○院内がん登録の推進

- ・院内がん登録の普及啓発

○全国がん登録の精度向上

○がん登録情報の活用

II 臨床研究・がん学会の推進

＜茨城県総合がん対策推進計画 ー第四次計画ー＞

取り組むべき対策

⑥ 教育現場

県は、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく生活習慣病に関する指導のほか、がんに関する知識についても、児童生徒が正しく理解できるよう指導に努めます。

(3) 「がん教育」の推進

- 県は引き続き関係機関と連携して、指導者に対する研修や、児童生徒へのがん教育講演会の開催などをおして、学校での取組に対する支援等を推進することにより、県内学校における「がん教育」の普及を図っていきます。
特に、中学校においては平成29（2017）年3月に公示された学習指導要領（平成33(2021)年度全面実施）で保健分野において新たにがんについて取り扱うことが明記されたことから、「がん教育」の推進に努めます。

●茨城県の拠点病院等の状況

身近なところで質の高いがん治療が受けられるように、都道府県がん診療連携拠点病院(●)、地域がん診療連携拠点病院(◎)(さらに(★)は茨城県地域がんセンター)、茨城県がん診療指定病院(○)、茨城県小児がん拠点病院(■)を指定しています。これらの医療機関に設置している「がん相談支援センター」では、がん患者や家族からの相談を受け付けています。

また、県では、茨城県看護協会内に無料相談窓口「**いばらき みんなのがん相談室**」を設置しました。

TEL: **029(222)1219** ※受付時間: 月～金曜日 9:00～16:00(祝祭日除く)

【県西地区】

- ◎友愛記念病院(古河市) 0280(97)3353
- ◎茨城西南医療センター病院(境町) 0280(87)6704

【県南地区】

- ◎★土浦協同病院(土浦市) 029(830)3711
- 霞ヶ浦医療センター(土浦市) 029(822)5050
- JAとりで総合医療センター(取手市) 0297(72)5763
- ◎★筑波メディカルセンター病院(つくば市) 029(858)5377
- ◎筑波大学附属病院(つくば市) 029(853)7970
- ◎東京医科大学茨城医療センター(阿見町) 029(887)1157

【県北地区】

- ◎★日立総合病院(日立市) 0294(23)8776
- ◎ひたちなか総合病院(ひたちなか市) 029(354)5111
- 茨城東病院(東海村) 029(282)1151

【県央地区】

- 水戸赤十字病院(水戸市) 029(221)5177
- 水戸済生会総合病院(水戸市) 029(254)2416
- 水戸協同病院(水戸市) 029(231)2371
- 茨城県立こども病院(水戸市) 029(254)1151
- ★茨城県立中央病院(笠間市) 0296(78)5420
- ◎水戸医療センター(茨城町) 029(240)7711

【鹿行地区】

- 小山記念病院(鹿嶋市) 0299(85)1111

(注) 病院ごとに「相談支援センター」で受け付けできる曜日や時間が設定されています。

※平成28年3月現在

3 教育委員会の取組

茨城県では、平成26年度から「がん教育総合支援事業」を継続して実施しており、今年度で5年目である。

主な事業内容としては、以下の4つである。

① がん教育推進協議会の設置

- ・ 医師や体験者，体験者支援団体，小・中・高の教員，養護教諭，県教委，県保健福祉部がん対策推進担当で構成（13名）

② がん教育講演会の実施

- ・ 平成30年度は16校実施（小6校，中6校，高4校）

③ がん教育指導者研修会（モデル授業発表会）

- ・ モデル校による実践発表，模擬授業発表
- ・ 講演（医師，体験者，大学教授等）

④ がん教育教材の作成・配付

- ・ 小学校6年生，中学校3年生，高等学校1年生対象（特別支援学校を含む）

(1) がん教育推進協議会での取組

- 推進協議会の開催（年2～3回）
- 協議・報告内容等
 - ・がん教育推進計画の作成
 - ・がん教育講演会実施について
 - ・がん教育モデル授業発表会（研修会）について
 - ・がん教育教材の作成・配付
 - ・医師用スライドの作成
 - ・外部講師の確保について
 - ・医師会との連携（学校医の協力依頼）



<外部講師（医師）用スライド>



<小学生向け教材>

がん教育啓発教材(小学生向け)

知っていますか？がんのこと

みなさんは、がんという病気を知っていますか？
きっと「とてもこわい病気」だと思っている人も多いかもしれませんが、
自分がかからないと思っている人も多いかもしれません。
でも、実はがんは、わたしたちにとって、とても身近な病気なのです。

日本のがんの現状

茨城県では、昭和60年から「がん」が死ぼう原因の第1位になっています。また、女性よりも男性のほうが、がんにかかる人が多いことも分かっています。

現在、日本人の**2人に1人**はがんになるといわれています。

現在、日本人で**亡くなる人の3人に1人**はがんが原因といわれています。

日本人の死ぼう原因の**第1位**ががんです。
がんは、**誰もがかかるかもしれない病気**です。

死ぼう原因の割合（平成27年）

死ぼう原因	割合
がん	29%
心臓病	15%
脳卒中	9%
肺炎	9%
糖尿病	7%
交通事故	7%
その他	28%

(2) がん教育講演会について

- 講演会実施希望校の公募（前年度 3 月）
- 講演会実施校の選定（4 月）
- 外部講師協力依頼（5 月）
 - ・ 県保健福祉部と連携し，県の拠点病院等へ協力依頼の文書を発送
 - ・ 各医療機関の担当者へ連絡
- 講演会実施に向けて（6 月下旬～8 月）
 - ・ 講演会実施校の計画に基づいて，派遣講師を選定
 - ・ がん体験者については，スピーカーバンクへ依頼
 - ・ 県の担当者が医療機関及びスピーカーバンクの担当者
と日時等を調整
 - ・ 各学校及び講師へ決定通知を発送
- 講演会実施
 - ・ 各学校への訪問
 - ・ 実施後の報告書及びアンケート結果
 - ・ 次年度に向けて事業の見直し・検討

外部講師へ文部科学省からの資料等及び県版教材，
県版医師用スライド等を
送付

(3) がん教育指導者研修会（モデル授業発表会）について

- 前年度講演会実施校からモデル校を選定
- モデル校としての取組の発表（8月）
 - ・小学校，中学校，高等学校
 - ・実践発表や模擬授業形式で提示
 - ・がん教育教材（茨城県版）を活用した授業の発表
- がん教育に係る講演
 - ・大学教授，がん体験者，医師，文部科学省の担当者等

推進協議会の委員である医師やがん体験者の方へ
研修会への参加を呼びかける

(4) がん教育教材の作成・配付について

- 「知っていますか？がんのこと」リーフレット作成
 - ・平成26年度：高校生向けリーフレット作成・配付
 - ・平成27年度：中学生向けリーフレット作成・配付
 - ・平成28年度：小学生向けリーフレット作成・配付
 - ・平成29年度：中・高校生向けリーフレット時点修正・配付
 - ・平成30年度：小・中・高校生向けリーフレット時点修正・配付
- 指導参考資料の作成・配付
 - ・リーフレットとともに県教育委員会のホームページに掲載
- 推進協議会委員及び外部講師への提供
 - ・県版の教材を提供することで，学校における学習内容の理解を図る

茨城県版がん教育教材

「知っていますか？がんのこと」リーフレット

がん教育啓発教材(中学生向け)

知っていますか？がんのこと

日本人の死亡原因第1位は、「がん」です。
1年間に亡くなる人の、およそ3人に1人は、がんが原因といわれています。また、一生のうちに2人に1人が、がんにかかるといわれています。つまり、がんは、誰にでもかかる可能性がある身近な病気なのです。



日本人の死亡原因(死亡総数に占める割合)



出典:平成26年人口動態統計

茨城県のがんの現状

茨城県では、昭和60年から「がん」が死亡原因の第1位になっています。男女別の部位別死亡者数とのかかった人の数は、下の表のとおりです。性別によって、違いがあることが分かります。

男性		第1位	女性		第1位
死亡者数	かかった人の数		死亡者数	かかった人の数	
肺がん	胃がん	第1位	大腸がん	乳がん	第1位
胃がん	肺がん	第2位	胃がん	大腸がん	第2位
大腸がん	前立腺がん	第3位	肺がん	胃がん	第3位

出典:平成25年茨城県人口動態統計、茨城県がん登録事業報告書(平成23年報告集計)



上の表を見ると、部位によって、がんにかかった人が多くても、亡くなった人は多くないがんがあるようです。つまり、部位によって、治りやすいがんと、そうではないがんがあるようです。どのがんなのか、考えてみましょう。

<中学生向け教材>

がん教育啓発教材(高校生向け)

知っていますか？がんのこと

日本では現在、1年間で約36万人ががんで亡くなっており、日本人の死因第1位です。がんは日本人の2人に1人が一生のうちにかかる身近な病気です。60歳までにがんにかかる確率は10%未満ですが、高齢化がすすむ中、生涯のうちに男性で約60%、女性で約45%ががんにかかるかと推計されています。

出典:国立がん研究センターがん対策情報センター(平成22年)

茨城県のがんの現状

茨城県では、昭和60年から「がん」が死亡原因の第1位になっています。男女別の部位別死亡者数と罹患患者数は、下表のとおりです。茨城県のそれぞれの部位別比率は、全国と比較して大きくは変わりません。

また、乳がんは女性がかかる最も多いがんで、特に30~40歳代で罹患者が増加しています。 ※補説:病状にかかること

男性		女性	
死亡者数 [※] (総数5,091件)	罹患患者数 [※] (総数9,786件)	死亡者数 [※] (総数3,334件)	罹患患者数 [※] (総数6,689件)
第1位 肺がん (1,173件,23.0%)	胃がん (1,829件,18.7%)	第1位 大腸がん (495件,14.8%)	乳がん (1,261件,18.9%)
第2位 胃がん (834件,16.4%)	肺がん (1,611件,16.5%)	第2位 肺がん (448件,13.4%)	大腸がん (1,013件,15.1%)
第3位 大腸がん (648件,12.7%)	前立腺がん (1,385件,14.2%)	第3位 胃がん (421件,12.6%)	胃がん (802件,12.0%)

出典: *1「平成25年茨城県人口動態統計」
*2「茨城県地域がん登録事業報告書(平成22年報告集計)」

がんはどのようにしてできるの？

がんは、からだの中にあるふつうの細胞が異常な細胞に変って増え続けたものです。新しく生まれ変わる細胞は、遺伝子が正確にコピーされなければならないが、そのコピーの時にミスが起こることがあります。このコピーミスは、がんを抑える遺伝子が修復してくれませんが、修復されずにコピーミスがたまっていくとがん細胞ができてしまいます。がん細胞ができてしまっても、免疫系ががん細胞を攻撃し、からだを守ろうとします。がんには様々な種類があり、おとなしいものもあれば悪質なものもあります。また、それぞれのがんによって症状や検査方法、進め方、治療方法などが違います。同じ種類のがんであっても、がんができた部位によって検査や治療が異なってきます。

がん細胞が検査でわかるまでには、長い年月がかかることがあります。がんの原因は、次ページに示すように、多くが生活習慣に関わるものです。ウイルスや細菌にもがんの原因となるものがあります。また、原因が分からないこともあります。



<高校生向け教材>

教材を活用した授業実施のために、教師用指導参考資料を作成し、活用促進のために県教育委員会のホームページに掲載している

がん教育啓発教材(高校生向け)「知っていますか？がんのこと」

—指導参考資料—

はじめに
がん教育は、健康教育の一環として行う啓発活動であり、がんの予防だけでなく、腫瘍学や高血圧症などの他の生活習慣病の予防教育にもなります。また、自己の健康と他者の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育でもあり、県では、学校におけるがん教育を推進しています。

本指導参考資料は、がん教育啓発教材(高校生向け)「知っていますか？がんのこと」の内容について、補足的な情報を記載しています。指導者となる保健体育科教科員や健康推進員をはじめ、担当する全ての先生方に、がんについての正しい知識をしっかりと持ってもらうこと、また、それを踏まえて、先生方がポイントを押さえたがん授業を展開していくことができるように作成しました。

項目ごとに「指導のねらい」「見聞録」「解説」を記載しています。本資料を参考に、工夫した授業展開を各先生方が実践されることを期待しています。

平成27年6月 茨城県教育委員会

まえばき・茨城県のがんの現状

指導のねらい

- 日本人の2人に1人が一生のうちにかんになるといわれるほど、がんは誰でもかかる可能性がある身近な病気であることを理解できるようにする。【知識・理解】
- 家庭や自分自身の健康として捉え、がんについての正しい知識を習得しようとする。【関心・意欲・態度】
- がんを学ぶことを通じて、自己の健康と他者の大切さを主体的に考えることができるようにする。【思考・判断】
- 子宮頸がんとう乳がんは、若い世代からかかる人が多いことを理解できるようにする。【知識・理解】



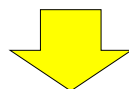
解説

◇「わが国の死因順位」
厚生労働省の人口動態統計によると、平成25年現在、わが国の死因順位は、第1位が悪性新生物(がん)、第2位が心疾患、第3位が肺炎、第4位が脳血管疾患となっており、死因第1位のがんは、約36万5千人で、死因総数の中で占める割合は28.8%となっています。
【参考】最近10年間の死因順位をみると、平成22年まで脳血管疾患が第3位でしたが、平成23年から肺炎が第3位、脳血管疾患は第4位となっています。

外部講師を活用したがん教育の取組

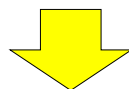
外部講師登録を依頼（5月上旬）

- ・保健福祉部と連携し、医療機関（拠点病院等）へ登録を依頼
- ・茨城がん体験談スピーカーバンクへ協力を依頼



登録票をもとに講師リストの作成

- ・登録のあった医療機関の担当者に連絡
- ・本事業について、今後の見通し等の説明（6月下旬頃）
- ・スピーカーバンクのリストの共有

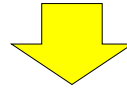


講演会実施校の選定及び計画書の提出

- ・希望のあった学校へ講演会実施決定を通知
- ・実施校から提出された計画書をもとに講師の選定
- ・市町村教育委員会及び実施校へねらいや実施対象等詳細を確認・調整

外部講師の選定

- ・ 実施校の希望を考慮し，外部講師を選定
- ・ 医療機関の担当者を通して，外部講師との日程等の調整
- ・ スピーカーバンクへ学校の計画書を提供するとともに，講師の選定を依頼する
- ・ 外部講師の調整後，実施校及び外部講師へ決定を通知（８月）



講演会の決定を通知（８月）

- ・ 外部講師（医師等）：学校の計画書，日時及び場所等の連絡，文部科学省の資料等，県作成の教材等，医師用スライドの送付
- ・ 外部講師（体験者）：学校の計画書，日時及び場所等の連絡，文部科学省の資料等，県作成の教材等の送付
- ・ 実施校：外部講師氏名及び連絡先等，県版の資料（講演会実施の留意点，チェックリスト等），文部科学省の資料等の送付

<実施校及び市町村教育委員会へ>

がん教育に係る外部講師活用にあたって

1 がん教育の位置付け

- (1) 学校におけるがんについての教育は、本来教員が実施するものですが、その教育効果を高めるためにがんの専門家（外部講師）の活用が重要です。
- (2) がん教育の目標は主に、がんについて正しく理解できるようにすること、健康と命の大切さについて主体的に考えられるようにすることですが、がんに関する科学的根拠に基づいた理解については、中学校・高等学校において取り扱うことが望ましいとされています。その際、保健体育で疾病の予防が位置付けられている中学校3年生や高等学校1年生を対象に時間を配置する工夫が必要です。また、もう一つの目標である健康や命の大切さの認識については、小学校を含むそれぞれの校種で発達段階を踏まえた内容での指導が考えられます。

<校種別のがん教育の取扱い>

目 標	小学校	中学校	高等学校
健康や命の大切さの認識	学級活動，道徳，総合的な学習の時間 等		
科学的根拠に基づいた理解	(学級活動，学校行事等)	保健分野	科目保健

※小学校の保健領域で科学的根拠に基づいた理解をねらいとする内容は位置付けられていないため、取扱いには十分留意すること。中学校及び高等学校の学習内容の系統性を考慮して進めること。

2 実施手順及び留意事項

(1) 講師の確保及び日程調整等が整い次第、市町村立学校については市町村教育委員会を經由して、県立学校については保健体育課から直接メールで連絡（10月中旬頃）いたします。

(2) 活用決定後に学校から、当該医療機関へ連絡し、日程と講師の確認を行うとともに、謝金及び旅費等の経費について、医療機関の担当者等と直接御相談ください。

※謝金及び旅費については、金額を伺うのではなく学校側からご提示ください。講師の方々には業務多忙な中で、学校教育へ御協力いただいております。できるだけ、最初のうちは学校側は教頭などの管理職が窓口となる等、丁寧な対応をお願いします。

(3) 依頼文書の宛名等を確認し、学校から講師派遣依頼文書を送付してください。

(4) 学校担当者は、「打合せに係るチェックリスト」（別紙）及び「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」等を参考に、医療機関の担当者を通して講師の先生と連絡を取り、詳細の打合せをしてください。（講師の先生方は日常の勤務があるため、メール等でのやり取りになることが予想されます。）

また、別添3のアンケートを適宜活用し、児童生徒の実態を把握し、講師の先生との打ち合わせ資料としてください。

(5) がん教育を効果的に進めるため、茨城県版がん教育教材「知っていますか？がんのこと」及び同指導参考資料や、文部科学省作成の教材等を活用して、事前指導をしてください。

<参考>

○茨城県教育委員会 <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/karada/hoken/gan.html>

○文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/index.htm

(6) 外部講師の活用後には振り返りをするなど、事後指導をするとともに、別添3のアンケートを活用し、児童生徒の意識や理解の変容を確認するなど、一連のがん教育の評価・検証を行ってください。

(7) 外部講師の活用後には、「がん教育に係る外部講師（医療関係者）活用実績報告書」（別紙様式2）を活用後1週間以内に、教育庁保健体育課学校保健・安全担当あて提出してください（提出方法は申込方法に準ずる）。今後の施策等の参考にしますので、御協力をお願いします。

<主なチェック項目>

- ☐ 学校側の責任者，連絡担当者，連絡方法の確認
- ☐ 児童生徒の実態（対象学年，人数，様子など）
- ☐ どんなテーマで話をして欲しいか（学校が意図する内容）
- ☐ 事前・事後を含めたがん教育の全体計画の提示
- ☐ 来校時刻及び手段
- ☐ 会場・学習形態について
- ☐ 使用機材について
- ☐ PCやUSBデータの持込について
- ☐ 講師略歴の情報について
- ☐ 当日の流れについて

別紙

打合せに係るチェックリスト

- ☐ 学校側の責任者，連絡担当者，連絡方法の確認
 - ・実際に詳細な打合せを行う担当者の連絡先（電話・メール等）を伝える。
 - ・連絡方法（直通番号や直通のメールアドレスがあるかどうか，窓口は事務局担当者かどうか等）
- ☐ 児童生徒の実態（対象学年，人数，様子など）
 - ・事前アンケートの結果，児童生徒のがんに関する意識や理解度などを把握し，何が課題かなどを伝える。
 - ・学年や人数の他にも，配慮すべき児童生徒の状況及び対応方法について伝える。（個別の対応は学校が行う。）
- ☐ どんなテーマで話をして欲しいか（学校が意図する内容）
 - ・内容を講師に全て任せるのではなく，学校が主体となって計画し決定する。
 - ・発達段階や児童生徒の実態及び地域や家庭環境等を踏まえて，どの内容に重点を置くか学校で検討する。

（文部科学省資料：「がん教育教材」「がん教育推進のための教材指導参考資料」等を参照 ※HPに掲載）
- ☐ 事前・事後を含めたがん教育の全体計画の提示
 - ・事前学習の内容について，誰が（担任，教科担任，養護教諭等），どのような内容（資料等）で行ったか伝える。
 - ・学校での事後指導計画を知らせておく。
- ☐ 来校時刻及び手段
 - ・講師の送迎の有無，駐車場の準備を確認して伝える。
 - ・授業時間と準備及び打合せの時間を考慮し，講師の意向を確認して決定する。
- ☐ 会場・学習形態について
 - ・会場の広さや学習形態，テーブルや椅子の設置等について相談する。
 - ・パワーポイントを使用するか，資料を配付するか等を確認する（資料のレイアウトや枚数等）。
- ☐ 使用機材について
 - ・プロジェクター，パソコン（音声や動画の有無），ホワイトボード，マイク等の使用を確認し，準備する。
- ☐ PCやUSBデータの持込について
 - ・講師本人が持参するのか，学校で準備するのかを確認する。（ウイルス対策）
- ☐ 講師略歴の情報について
 - ・講師を紹介する際に必要である旨を伝え，事前に伺っておく。
- ☐ 当日の流れについて
 - ・打合せをしたら，一日の流れがわかるよう講師に提示して最終の調整を行う。

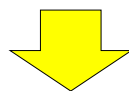
最初は教頭などの管理職が対応するなど丁寧に行う。

小・中・高の系統性を考慮し，発達段階に応じた内容を検討する。

配付資料がある場合は，学校で事前に印刷しておく。

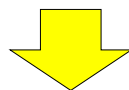
講演会の実施（９月から12月）

- ・医療機関の担当者及びスピーカバンクの代表と連絡を取り合い、スムーズな実施を図る
- ・実施校の取組を参観し意見交換等を行い、今後の事業に生かす



実施報告書等の提出

- ・実施校からの報告書及びアンケートの取りまとめ
- ・次年度のモデル授業発表校の検討



外部講師（担当者）への連絡

- ・がん教育講演会の実施結果等の提供
- ・次年度の協力依頼等

<県医師会への協力依頼>

保 体 第 1738 号

平成 30 年 3 月 19 日

茨城県医師会長 殿

茨城県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校におけるがん教育講演会への協力依頼について (依頼)

日頃から、児童生徒の健康の保持増進に御尽力いただき感謝申し上げます

茨城県教育委員会では、平成 26 年度から文部科学省の委託事業である「がん教育総合支援事業」を実施し、学校におけるがん教育の在り方について検討するとともに、がん教育がさらに充実するよう研修会を開催する等取り組んでいるところです。

また、平成 29 年 3 月に告示されました中学校学習指導要領においてがん教育が位置付けられたことを受けまして、保健体育科等の授業及び講演会等をとおして、今後より一層充実したがん教育を各学校で実施してまいります。

つきましては、学校医をされている貴会会員ならびに貴会学校医部会会員の先生方に、各学校から講演会等の依頼があった際には、可能な範囲で御協力いただけるよう御配慮をお願いいたします。

<医療機関への協力依頼>

提出先：返信用封筒にて、6月15日までに保健体育課学校保健・安全担当まで送付願います。

がん教育総合支援事業「がん教育講演会講師リスト」登録票

以下の項目について、可能な範囲で御記入をお願いします。

個人情報につきましては、取扱いに十分留意の上、県が適切に管理を行います

(ふりがな) ()

1 御氏名 ★ _____

2 御所属の団体（医院，病院，学会等）★現在勤務している病院，医院名

3 専門分野 ★ _____

4 公表の可否 _____ 可 _____ ・ _____ 不可

※1～3の★印について公表します。（学校関係者のみ）

5 御住所（自宅） _____

6 御連絡先 (窓口となる御連絡先) (直通) 可能であれば

電話番号 _____

FAX番号 _____

Eメールアドレス _____

7 その他（御履歴などお差し支えのない範囲で御記入ください。）

左記「登録票」
とともに講演会に
係る「QA」を添付
し，事業の内容の
理解を得られるよ
うにする。

併せて，担当課
及び担当者の連絡
先等の確認をする。

スピーカーバン
クについては，継
続して協力をいた
だけるよう依頼す
る。

4 今後の課題

- 医療機関の理解を図ること
- 外部講師の拡充（医師等・がん体験者）
- 外部講師の研修の持ち方
- 資料等の提供の仕方
- 教育現場と医療機関，がん体験者団体の共通理解
- 謝金等の予算面
- 外部講師との調整窓口（県，市町村，学校の管理職）